

観光客等にも広く情報を提供できるよう検討していく。

地域住民等の参画については、ワークショップ方式の導入や地元関係者の参画した話し合いの場としての懇談会や委員会等の開催も検討していくものとする。さらに、現地見学会など実体験による学習の機会を設ける。

情報公開と地域住民等の参画を得ることにより、防災、環境、地域産業や歴史などに関する知識の普及と意識の向上を図り、地域住民自身がマナーやモラルの向上を考え、海岸づくりに積極的に関わるような環境をつくっていくものとする。

(3) 広域的・総合的な調整・連携

大量消費型の経済社会から脱却し、物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費を抑制し、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務となっている。

大阪湾における海洋汚染や河川からの流入も含めた海岸のごみ問題、油流出事故などは、生物生態系に及ぼす影響が大きいことから重要な環境課題であるとともに「循環型社会」を形成するうえで広域的な社会問題として捉える必要があり、問題の背景を把握した上で慢性的な原因の解消や突発的な事故への迅速な対応など総合的な対策を考えていく必要がある。そのため、関係機関の協力のもとに沿岸域が一体となった取り組みをめざすことが必要である。

本計画に基づき海岸保全施設の整備を実施していくにあたっては、港湾における環境面の計画などの関連計画との連携に配慮し、大阪湾全体の視点で取り組みを進めていくことが重要である。

また、海岸の侵食対策についても、土砂の供給源も含めた広域的な土砂収支の把握など、関係者と連携した適切な土砂管理方法の確立をめざすことにより、砂浜の維持・復元を図っていくことが必要である。

大阪湾は、本計画の対象範囲である兵庫県南東部と大阪府域からなる大阪湾沿岸と、淡路沿岸東部とで形成されていることを考慮し、それぞれの現況特性をふまえ、大阪湾全体における各々の役割分担などについては今後検討していく。

(4) 計画の見直し

本計画策定後において、災害等の発生により新たに施設整備の必要性が生じた場合には、計画の基本的事項に配慮しつつ、海岸保全施設の整備内容を迅速に見直すこととする。

また、地域状況の変化や社会経済状況の変化など、様々な要因により海岸を取り巻く状況や海岸への要請に大きな変化が認められた場合においても計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容等を再整理し、適宜、見直すこととする。そのために、自然環境や社会経済状況についての情報収集・整理や海岸への要請の把握に努める。

・ 気候変動に関する追記

広く地域住民への公開に努めていくものとする。なお、情報公開の方法としては、広報紙、ホームページ、パンフレット等により行うものとし、地域住民のみならず来訪者、観光客等にも広く情報を提供できるよう検討していく。

地域住民等の参画については、ワークショップ方式の導入や地元関係者の参画した話し合いの場としての懇談会や委員会等の開催も検討していくものとする。さらに、現地見学会など実体験による学習の機会を設ける。

情報公開と地域住民等の参画を得ることにより、防災、環境、地域産業や歴史などに関する知識の普及と意識の向上を図り、地域住民自身がマナーやモラルの向上を考え、海岸づくりに積極的に関わるような環境をつくっていくものとする。

(3) 広域的・総合的な調整・連携

大量消費型の経済社会から脱却し、物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費を抑制し、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務となっている。

大阪湾における海洋汚染や河川からの流入も含めた海岸のごみ問題、油流出事故などは、生物生態系に及ぼす影響が大きいことから重要な環境課題であるとともに「循環型社会」を形成するうえで広域的な社会問題として捉える必要があり、問題の背景を把握した上で慢性的な原因の解消や突発的な事故への迅速な対応など総合的な対策を考えていく必要がある。そのため、関係機関の協力のもとに沿岸域が一体となった取り組みをめざすことが必要である。

本計画に基づき海岸保全施設の整備を実施していくにあたっては、港湾における環境面の計画などの関連計画との連携に配慮し、大阪湾全体の視点で取り組みを進めていくことが重要である。

また、海岸の侵食対策についても、土砂の供給源も含めた広域的な土砂収支の把握など、関係者と連携した適切な土砂管理方法の確立をめざすことにより、砂浜の維持・復元を図っていくことが必要である。

大阪湾は、本計画の対象範囲である兵庫県南東部と大阪府域からなる大阪湾沿岸と、淡路沿岸東部とで形成されていることを考慮し、それぞれの現況特性をふまえ、大阪湾全体における各々の役割分担などについては今後検討していく。

(4) 計画の見直し

本計画策定後において、災害等の発生により新たに施設整備の必要性が生じた場合には、計画の基本的事項に配慮しつつ、海岸保全施設の整備内容を迅速に見直すこととする。

気候変動の予測には不確実性が伴うため、関係機関と連携したモニタリングによる気候変動の発現状況や最新の知見、最新の予測結果をもとに防護水準等を適宜、見直すこととする。また、地域状況の変化や社会経済状況の変化など、様々な要因により海岸

大阪湾における大阪湾沿岸と淡路沿岸との役割などについては、今後検討していくが、参考として以下に整理する。

【参考】

大阪湾における各沿岸の役割について

本計画の対象とする大阪湾沿岸は、淡路沿岸東部とともに大阪湾を形成することから、淡路沿岸の計画との相互関係に配慮する必要がある。

大阪湾沿岸では都市的利用が集積し、一方の淡路沿岸には豊かな自然が残っているなど、大阪湾を形成する2つの沿岸の現況特性は異なる部分が多い。

大阪湾を構成する各沿岸の役割について整理すると、概ね以下のようになる。

大阪湾における各沿岸の役割

| 大阪湾沿岸 | 淡路沿岸 |
|---|--|
| 沿岸の大部分が高度に集積した都市を背後に持つ大阪湾沿岸では、海岸の日常的な利用と残された環境の保全との調整を図りつつ、利用面での機能向上及び新しい環境創造に取り組んでいく沿岸である。 | 大阪湾において残された美しい自然海岸を有し、海域生物の再生産の場としても重要な淡路沿岸では、豊かな環境の保全を基本として、地域の日常的な利用や都市部からの観光利用を受ける、人と生きもののオアシスとなる沿岸である。 |

本計画において設定しているエリア特性の区分と、淡路沿岸で設定しているエリア特性の区分の関係を下表に示す。大阪湾沿岸は淡路沿岸より自然的要素が比較的少なく、「環境保全」という観点に加え、これまでに失われた海岸の自然環境を、今後は可能な限り回復・創出していくという観点で、「環境創造」というキーワードを使用している。また、大阪湾沿岸は利用系が中心であることから、特に利用面での性格の違いを表現している。

保全と利用の調和を目指すという両者の基本的な海岸づくりの方向は共通しているが、エリア特性の区分により各沿岸の独自性を表す結果となっている。

各沿岸におけるエリア特性の関係

| 大阪湾沿岸 | 淡路沿岸 |
|-------------|-----------|
| 環境保全・親しみエリア | 環境保全重視エリア |
| 環境創造・楽しみエリア | 環境利用調整エリア |
| 環境創造・活性化エリア | 利用促進エリア |

・気候変動に関する追記

を取り巻く状況や海岸への要請に大きな変化が認められた場合においても計画の基本的事項、海岸保全施設の整備内容等を再整理し、適宜、見直すこととする。そのために、自然環境や社会経済状況についての情報収集・整理や海岸への要請の把握に努める。

大阪湾における大阪湾沿岸と淡路沿岸との役割などについては、今後検討していくが、参考として以下に整理する。

【参考】

大阪湾における各沿岸の役割について

本計画の対象とする大阪湾沿岸は、淡路沿岸東部とともに大阪湾を形成することから、淡路沿岸の計画との相互関係に配慮する必要がある。

大阪湾沿岸では都市的利用が集積し、一方の淡路沿岸には豊かな自然が残っているなど、大阪湾を形成する2つの沿岸の現況特性は異なる部分が多い。

大阪湾を構成する各沿岸の役割について整理すると、概ね以下のようになる。

大阪湾における各沿岸の役割

| 大阪湾沿岸 | 淡路沿岸 |
|---|--|
| 沿岸の大部分が高度に集積した都市を背後に持つ大阪湾沿岸では、海岸の日常的な利用と残された環境の保全との調整を図りつつ、利用面での機能向上及び新しい環境創造に取り組んでいく沿岸である。 | 大阪湾において残された美しい自然海岸を有し、海域生物の再生産の場としても重要な淡路沿岸では、豊かな環境の保全を基本として、地域の日常的な利用や都市部からの観光利用を受ける、人と生きもののオアシスとなる沿岸である。 |

本計画において設定しているエリア特性の区分と、淡路沿岸で設定しているエリア特性の区分の関係を下表に示す。大阪湾沿岸は淡路沿岸より自然的要素が比較的少なく、「環境保全」という観点に加え、これまでに失われた海岸の自然環境を、今後は可能な限り回復・創出していくという観点で、「環境創造」というキーワードを使用している。また、大阪湾沿岸は利用系が中心であることから、特に利用面での性格の違いを表現している。

保全と利用の調和を目指すという両者の基本的な海岸づくりの方向は共通しているが、エリア特性の区分により各沿岸の独自性を表す結果となっている。

各沿岸におけるエリア特性の関係

| 大阪湾沿岸 | 淡路沿岸 |
|-------------|-----------|
| 環境保全・親しみエリア | 環境保全重視エリア |
| 環境創造・楽しみエリア | 環境利用調整エリア |
| 環境創造・活性化エリア | 利用促進エリア |

なし

・表紙追加

【 参 考 】

【参考】

（1）海岸保全施設の種類の概要

主な海岸保全施設の種類の概要について参考表に示す。

参考表 海岸保全施設の種類の概要

| 種類 | 概要 |
|----------------|--|
| 養浜 | 侵食された海岸に人工的に砂を供給し、砂浜を形成することである。 |
| 離岸堤 ・ 潜堤 | 侵食防止や海浜造成成果を目的として、汀線から離れた沖合の海面に設置する施設である。 潜堤は離岸堤とほぼ同じ形状・効果を有し、特に環境面や景観面に配慮して堤体を水面下にとどめた施設である。 |
| 突堤 | 主として沿岸漂砂の卓越する海岸において、沿岸漂砂を制御することにより、汀線の維持あるいは前進を図ることを目的としている施設である。 |
| 消波堤 | 波浪を減衰させて侵食を防ぐための施設であり、離岸堤よりは陸側の汀線付近に設置される。 |
| 護岸・堤防 | 高潮や津波から海岸及び後背地を防護する施設で、護岸は現地盤や埋立地盤を被覆する施設であり、堤防は現地盤を盛土やコンクリート打設等により増嵩させる施設である。 |
| 胸壁 | 高潮や津波から海岸及び後背地を防護する目的で陸域に設けられる施設で、海岸線に港湾や漁港施設が存在し、施設利用の関係から水際線付近に堤防や護岸を設置することが困難な場合に、それら施設の背後に設置される場合が多い。 |
| 消波工 | 波浪を減衰させて飛沫を減らしたり、堤防・護岸を保護する目的で設置されるコンクリートブロック。 |
| 水門・樋門 | 高潮や津波から海岸及び後背地を防護する目的で河川や運河を横切って設けられる施設である。一般に通水断面の上方が開放し、その径間が大きいものを水門、通水断面が函渠形式で径間が小さいものを樋門、さらに小規模なものを樋管と呼ぶ。 |
| 排水機場 | 高潮時に水門等の門扉が閉鎖された後、降雨等により流入してくる河川水や都市排水および農地排水を強制的に排除することを目的とした施設である。 |
| 開門 | 水位の異なる2つの水面間を船舶が通行するための施設である。 |
| 陸開 | 堤防や胸壁前面の港湾・漁港施設等を利用するために、普段は車両、人の通行が可能となるように設けられた門扉のことである。 |

・変更なし

【参考】

（1）海岸保全施設の種類の概要

主な海岸保全施設の種類の概要について参考表に示す。

参考表 海岸保全施設の種類の概要

| 種類 | 概要 |
|----------------|--|
| 養浜 | 侵食された海岸に人工的に砂を供給し、砂浜を形成することである。 |
| 離岸堤 ・ 潜堤 | 侵食防止や海浜造成成果を目的として、汀線から離れた沖合の海面に設置する施設である。 潜堤は離岸堤とほぼ同じ形状・効果を有し、特に環境面や景観面に配慮して堤体を水面下にとどめた施設である。 |
| 突堤 | 主として沿岸漂砂の卓越する海岸において、沿岸漂砂を制御することにより、汀線の維持あるいは前進を図ることを目的としている施設である。 |
| 消波堤 | 波浪を減衰させて侵食を防ぐための施設であり、離岸堤よりは陸側の汀線付近に設置される。 |
| 護岸・堤防 | 高潮や津波から海岸及び後背地を防護する施設で、護岸は現地盤や埋立地盤を被覆する施設であり、堤防は現地盤を盛土やコンクリート打設等により増嵩させる施設である。 |
| 胸壁 | 高潮や津波から海岸及び後背地を防護する目的で陸域に設けられる施設で、海岸線に港湾や漁港施設が存在し、施設利用の関係から水際線付近に堤防や護岸を設置することが困難な場合に、それら施設の背後に設置される場合が多い。 |
| 消波工 | 波浪を減衰させて飛沫を減らしたり、堤防・護岸を保護する目的で設置されるコンクリートブロック。 |
| 水門・樋門 | 高潮や津波から海岸及び後背地を防護する目的で河川や運河を横切って設けられる施設である。一般に通水断面の上方が開放し、その径間が大きいものを水門、通水断面が函渠形式で径間が小さいものを樋門、さらに小規模なものを樋管と呼ぶ。 |
| 排水機場 | 高潮時に水門等の門扉が閉鎖された後、降雨等により流入してくる河川水や都市排水および農地排水を強制的に排除することを目的とした施設である。 |
| 開門 | 水位の異なる2つの水面間を船舶が通行するための施設である。 |
| 陸開 | 堤防や胸壁前面の港湾・漁港施設等を利用するために、普段は車両、人の通行が可能となるように設けられた門扉のことである。 |

・用語集追加

【参考】

(2) 用語集

関連する専門用語の解説を参考表に示す。

参考表 専門用語の解説

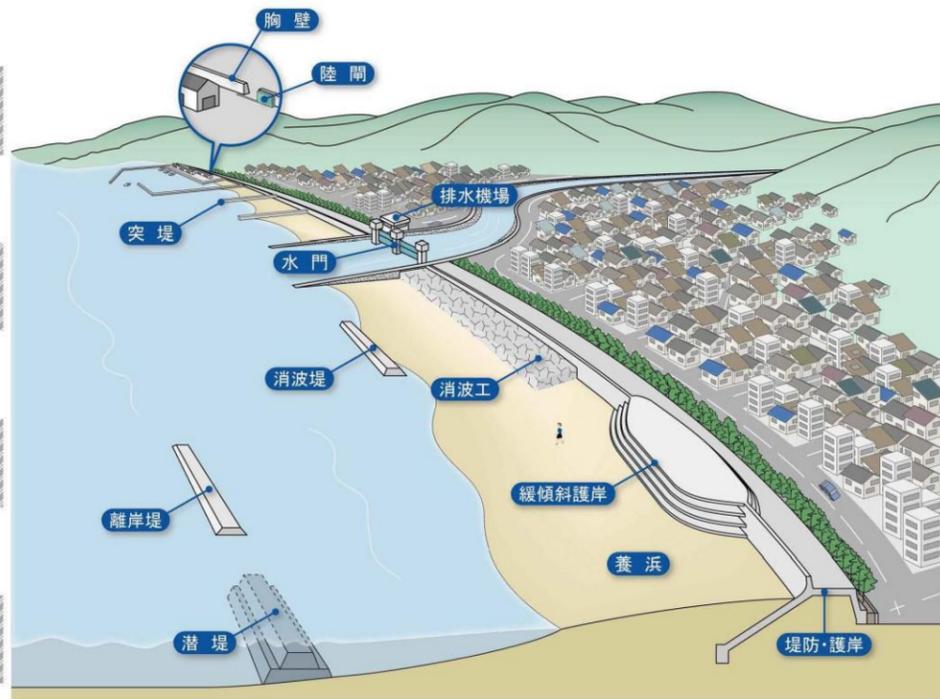
| 用語 | 解説 |
|--|--|
| IPCC | 気候変動に関連する科学的評価を担当する国連機関（気候変動に関する政府間パネル）で、195か国が加盟している。IPCCによる評価報告書は、あらゆるレベルの政府に対し、気候変動政策を策定するために利用できる科学的情報を提供しており、2023年3月20日に第6次統合報告書が発表された。 |
| RCP2.6 (2℃上昇シナリオ) RCP8.5 (4℃上昇シナリオ) | IPCCの第5次報告書において提示された、今後100年間の平均気温の上昇を示したシナリオ。RCP2.6は、温室効果ガスの排出量を抑制し、気温上昇を2℃未満に抑えること目指すシナリオ、RCP8.5は、緩和策をとらなかった場合の想定で、平均気温が4℃上昇するシナリオである。 |
| 潮位偏差 | 台風や低気圧などの気象の影響による、天文潮からの海水面の変化量 |
| 朔望平均満潮位 | 朔（新月）および望（満月）の日から前2日後4日以内に観測された、各月の最高満潮面を1年以上にわたって平均した水位。海岸保全施設の計画・設計の基準潮位として用いられる。 |
| 沖波・準沖波 | 施設の計画・設計等に用いられる波浪の条件。沖波は、水深が深く、海底地形の影響を受けない沖合の波。準沖波も沖合地点の波浪であるが、水深が比較的浅く、海底の影響による変形を受けている波浪。 |
| 設計津波（L1津波） | 数十年から百数十年に一度程度発生する規模の津波（レベル1津波）。レベル1津波に対して浸水を防護できるように海岸保全施設の天端高や構造諸元が決定される。一方、レベル2津波は、南海トラフの巨大地震のように、発生頻度が極めて低く（数百年から千年に一度程度）、発生すれば甚大な被害をもたらす津波であり、避難対策等により人的被害を最小化する減災目標として用いられる。 |
| 越波流量 | 延長1mあたり1s間に、波浪が海岸保全施設を越える水量を示す。越波流量が許容値（許容越波流量）以下となるように、海岸保全施設の天端高が決定される。 |
| うちあげ高 | 波浪が海浜等を遡上し、海岸保全施設前面で、波がうちあがる高さを示す。海浜など、海岸保全施設に直接波浪が作用しない場合に、うちあげ高以上となるように海岸保全施設の天端高が決定される。 |
| 防護水準 | 海岸保全施設の整備による安全水準。海岸保全施設の高さを設定するための基準となる、潮位や波浪条件（波高・周期）、津波水位など。 |

【参考】

(2) 施設の選定

整備対象区域の要請事項や制約条件等に照らしあわせて海岸保全施設の種類の選定する。

大阪湾沿岸の多様な海岸環境と海岸景観の保全・創造を図るためにも、整備箇所や周辺地域の特性を踏まえつつ、地域特有の風景になじむような施設を個々に検討のうえ採用していくものとする。



参考図 海岸保全施設のイメージ

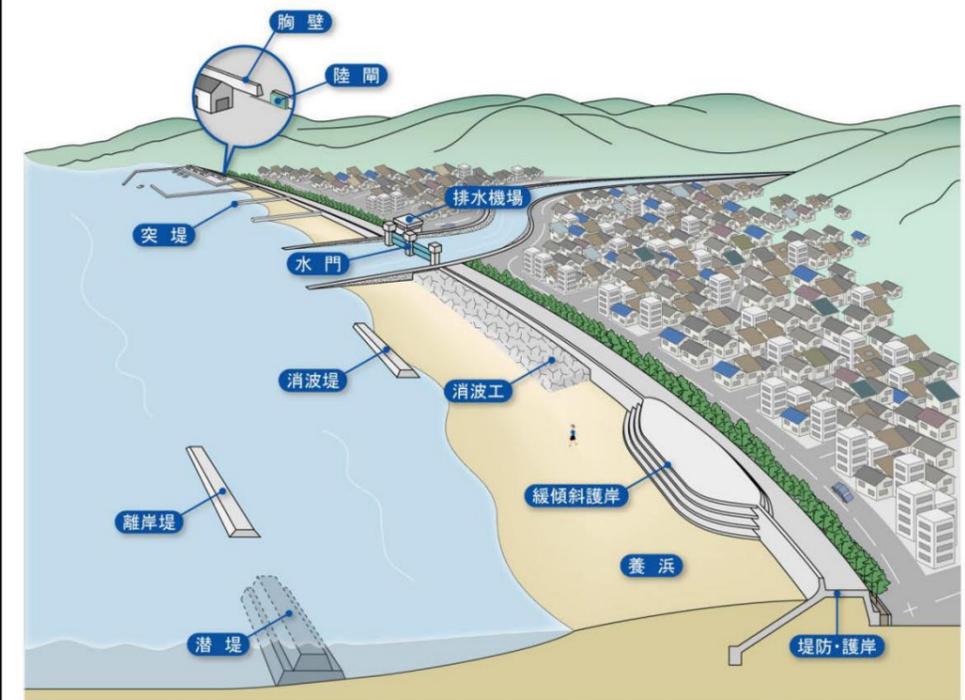
・変更なし

【参考】

(3) 施設の選定

整備対象区域の要請事項や制約条件等に照らしあわせて海岸保全施設の種類の選定する。

大阪湾沿岸の多様な海岸環境と海岸景観の保全・創造を図るためにも、整備箇所や周辺地域の特性を踏まえつつ、地域特有の風景になじむような施設を個々に検討のうえ採用していくものとする。

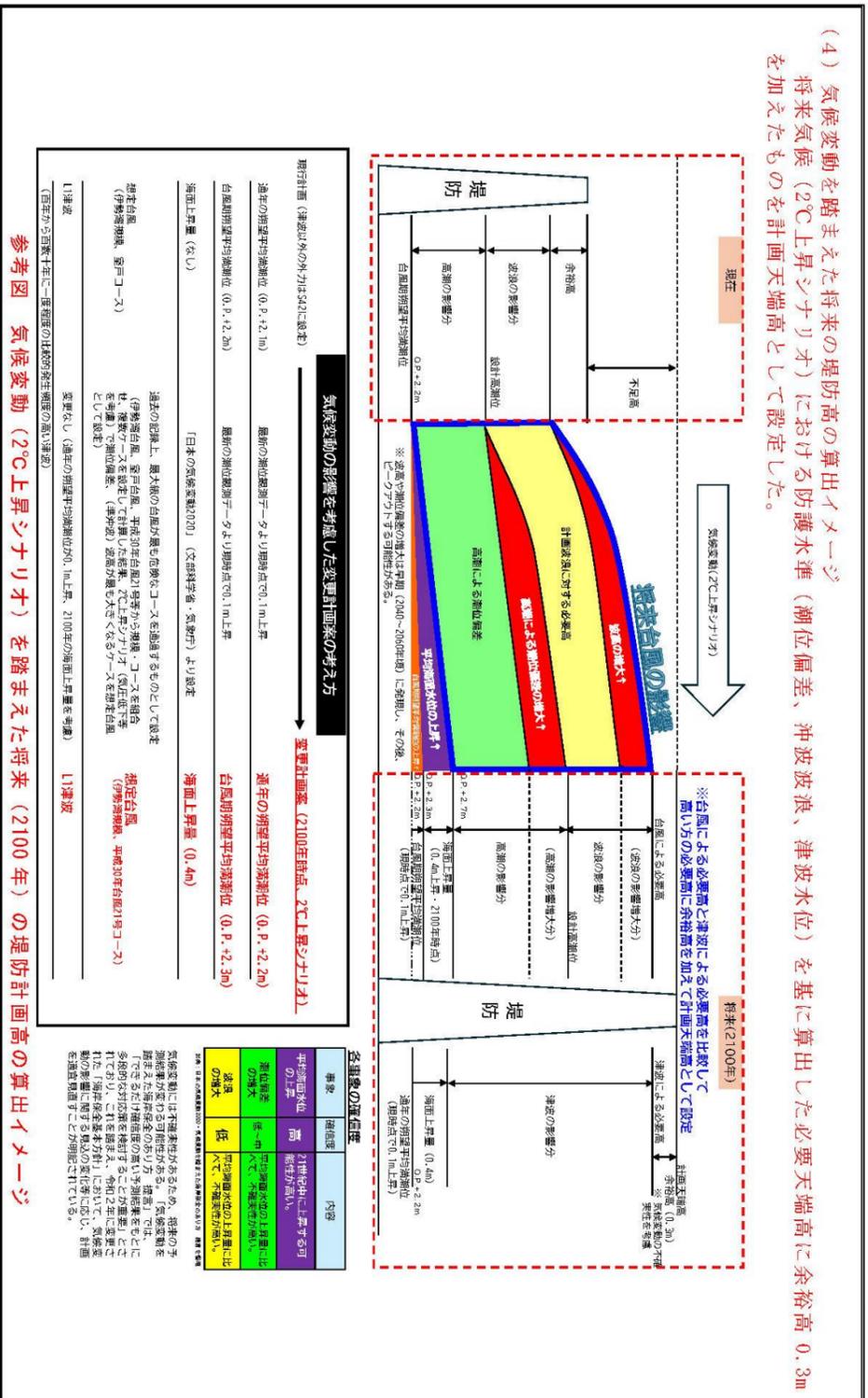


参考図 海岸保全施設のイメージ

【参考】

(4) 気候変動を踏まえた将来の堤防高の算出イメージ
 将来気候（2℃上昇シナリオ）における防護水準（潮位偏差、沖波波浪、津波水位）を基に算出した必要天端高に余裕高 0.3m を加えたものを計画天端高として設定した。

- 71 -



・ 参考資料追加

参考図 気候変動（2℃上昇シナリオ）を踏まえた将来（2100年）の堤防計画高の算出イメージ

・ 参考資料追加

【 参 考 】

(5) 気候変動を踏まえた将来の堤防計画高の算定フロー

気候変動を踏まえた将来の堤防計画高の算定フローを以下に示す。

【気候変動(2℃上昇シナリオ)を踏まえた将来(2100年)の計画天端高の算出フロー】

【期望平均満潮位の見直し】 (第1回部会)

- ✓ 通年の期望平均満潮位：現行計画値O.P.+2.1m → 新計画値O.P.+2.2m
- ✓ 台風期期望平均満潮位：現行計画値O.P.+2.2m → 新計画値O.P.+2.3m

※最新の潮位観測値を用いて更新

【平均海面水位の上昇】 (第1回部会)

- ✓ 海面上昇量(2℃上昇シナリオ)：0.4m(2100年時点)

※「日本の気候変動2020」(文部科学省・気象庁)より設定

【台風による必要天端高算定フロー】

【防護水準(潮位偏差・波浪条件)】 (第1回部会)

- ✓ 検討対象とする複数の台風を想定
- ✓ 将来気候の台風条件(中心気圧)の設定

【第2回部会】 波浪推算・高潮推算の実施

- ✓ 想定台風の決定(伊勢湾台風規模・平成30年台風21号コース)
- ✓ 最も厳しい台風を想定台風として選定
- ✓ 想定台風における潮位偏差・波高の算定

【第3回部会】

- ✓ 準沖波地点の波浪条件の設定
- ✓ 各海岸区分における潮位偏差の設定

防護水準

- ✓ 各施設前面の波浪条件を設定(波浪変形計算の実施)
- ✓ 台風による必要天端高の算定

台風期期望平均満潮位O.P.+2.3m+海面上昇量0.4m+高潮の影響分(潮位偏差)+波浪の影響分

【津波による必要天端高算定フロー】

【防護水準(津波)】 (第1回部会)

- ✓ 想定津波(L1津波)の設定
- ✓ 初期潮位条件の設定(通年の期望平均満潮位O.P.+2.2m+海面上昇量0.4m)

【第2回部会】

- ✓ 津波計算条件の設定

【第3回部会】 津波シミュレーションの実施

- ✓ 各地区海岸における最大津波水位 → 防護水準 = 津波による必要天端高

【計画天端高の設定】

- ✓ 余裕高0.3mの設定 (第2回部会)
- ✓ 計画天端高の算定 (第3回部会)

台風による必要天端高と津波による必要天端高を比較して高い方の必要高に余裕高を加えて設定

第1回部会：令和5年12月1日、第2回部会：令和8年7月2日、第3回部会：令和8年1月31日 開催

参考図 気候変動を踏まえた将来の堤防計画高の算定フロー

・参考資料追加

【参考】

(6) 海岸保全に関するモニタリングの例

関係機関等で計測している項目を今後のモニタリング候補として整理した。予測結果との比較等、モニタリング結果の活用方法について今後検討していく。

参考表 モニタリングの例

| 分類 | 項目 | 収集内容 | 入手先 | |
|--------------------------|------------|--|------------------------------------|--------------------------------------|
| 海岸一般に関する情報 | 気象 | 天候、風況、水温 | 気温、気圧、風向・風速、海水温 アメダス、気象庁 | |
| | 海象 | 潮位 | 朔望平均満干潮位、平均潮位、最高潮位 | NOWPHAS、海象年表、気象庁 海上保安庁、国土地理院、各自治体 |
| | | 波浪 | 波高、周期、波向 | NOWPHAS、海象年表、気象庁 |
| | | 流況 | 海域、沿岸域、施設周辺 | 海上保安庁、各自治体 |
| | 地形 | 砂浜等 | 空中写真・衛星写真 | 国土地理院 |
| 海図・海の基本図 | | | 海上保安庁 | |
| | | 汀線・深淺測量、砂浜幅、粒径分布 | 海岸管理者 | |
| 環境に関する情報 | 水質 | 環境基準項目(河川、海域) | 公共用水域水質測定結果、海水温、全炭酸濃度、周辺事業における調査結果 | 環境省、各自治体 |
| | 底質 | 底質の粒径、土壌硬度 | 周辺事業における調査結果 | 周辺事業者 |
| | 生物・生態系 | 海域生物 | 周辺事業における調査結果 | 環境省、周辺事業者、各自治体のレッドデータブック |
| | 漂着物 | 漂着物の分布、量、内容及び原因 | 環境省、各自治体 | |
| 利用(社会条件)に関する情報 | 地域条件 | 人口 | 周辺市町村人口、年齢構成 | 各種統計資料 |
| | | 交通アクセス | 主要幹線道路、アクセス道路、公共交通機関 | 各種統計資料 |
| | | 背後地の土地利用 | 土地利用、産業構造 | 各種統計資料 |
| | | 地域特性 | 地域特有の文化、景観 | 各種統計資料 |
| | レクリエーション施設 | 施設・資源の分布、施設内容・利用状況 | 各種統計資料 | |
| | 空間利用条件 | 海域利用 | レクリエーション利用(サーフィン、マリンスポーツ等) | 各種統計資料 |
| | | 陸域利用 | 漁業利用、港湾 | 各種統計資料 |
| レクリエーション利用(海水浴、祭り・イベント等) | | | 各種統計資料 | |
| 法規制 | | 海水浴客、観光客の入込数、利用される範囲 漁業利用、日常利用、産業利用 | 各種統計資料 | |
| | | 各種関連法律 | | |

添付表として統合

添 付 表

第2編において定めた新設又は改良の整備対象区域、維持又は修繕対象区域について、海岸保全施設の存する区域、種類、規模・配置、受益地域等を添付表として示す。

変更記載内容（案）

添付表（案）

検討中の内容であり、今後、変更する可能性があります

添付表 地区海岸一覧表（新設又は改良に関する事項、維持又は修繕に関する事項）

（気候変動のシナリオとして2100年時点を想定年次とした代表天端高を設定。港外の海岸保全施設については、消波ブロック被覆を前提として必要天端高を算定。養浜等の複合断面を考慮せずに必要天端高を算出）

| ゾーン名 | エリア特性 | 区域番号 | 海岸保全施設の存する区域 | | 所管 | 新設・改良「○」 | 海岸保全施設の種類の種類・規模・配置等（現況） | | | 海岸保全施設の種類の種類・規模・配置等（計画） | | | 受益の地域 | | 整備の概要 | 配慮事項 | | 維持又は修繕の方法 |
|------|-------------|------|--------------|--------|------------------|----------|-------------------------|-----------------------------|----------------------|-------------------------|-----------------------------|----------------------|-----------------|---------------------|---|------------------------|---|---|
| | | | 海岸名 | 区域 | | | 種類 | 延長等 | 現況堤防高 | 種類 | 延長等 | 代表堤防高 | 地域 | 状況 | | 環境面 | 利用面 | |
| 神崎 | 環境創造・活性化エリア | 1 | 大阪市西淀川区 | 布施 | 国土交通省（水管理・国土保全局） | | 堤防 | 918m | T.P.+7.70m | 堤防 | 918m | T.P.+6.43m | 中島 | 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、必要に応じて気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| 大阪 | 環境創造・活性化エリア | 2 | 大阪港 | 此花区常吉 | 国土交通省（港湾局） | ○ | 堤防 陸閉 離岸堤 | 2,357m 19基 1基(1,466m) | T.P.+5.60m ～5.70m | 堤防 陸閉 離岸堤 | 2,357m 19基 1基(1,466m) | T.P.+6.48m | 常吉 | 住宅地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。また、陸閉の改良又は統廃合を行う。 | 周辺景観との調和 | 都市・港湾機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | 3 | 大阪港 | 此花区本土 | 国土交通省（港湾局） | ○ | 堤防 陸閉 | 7,456m 18基 | T.P.+5.30m ～6.45m | 堤防 陸閉 | 7,456m 18基 | T.P.+6.81m | 北港 ～梅町 | 住宅地 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐震・液状化対策、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。また、陸閉の改良又は統廃合を行う。 | 周辺景観との調和 | 都市・港湾機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | 4 | 大阪港 | 港区本土 | 国土交通省（港湾局） | ○ | 堤防 水門 陸閉 | 5,064m 3基 5基 | T.P.+4.20m ～5.70m | 堤防 水門 陸閉 | 5,064m 3基 5基 | T.P.+5.94m ～6.21m | 波除 ～福崎 | 住宅地 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐震・液状化対策、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。また、陸閉の改良又は統廃合を行う。 | 周辺景観との調和 | 都市・港湾機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | 5 | 大阪港 | 港区埠頭 | 国土交通省（港湾局） | ○ | 堤防 陸閉 | 5,381m 70基 | T.P.+4.90m ～6.60m | 堤防 陸閉 | 5,381m 70基 | T.P.+6.14m | 築港 ～海岸通 | 住宅地 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。また、陸閉の改良又は統廃合を行う。 | 関連計画と連携した海岸景観の創造 | 都市・港湾機能との調和、レクリエーションを楽しむことのできる海岸づくり、安全で快適なアクセス路の確保 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | 6 | 大阪港 | 大正区本土 | 国土交通省（港湾局） | ○ | 堤防 陸閉 | 6,749m 57基 | T.P.+4.55m ～5.65m | 堤防 陸閉 | 6,749m 57基 | T.P.+5.93m | 泉屋 ～南恩加島 | 住宅地 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。また、陸閉の改良又は統廃合を行う。 | 周辺景観との調和 | 都市・港湾機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | 7 | 大阪港 | 大正区鶴町 | 国土交通省（港湾局） | ○ | 堤防 陸閉 | 6,689m 10基 | T.P.+4.41m ～6.35m | 堤防 陸閉 | 6,689m 10基 | T.P.+6.04m | 鶴町 | 住宅地 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。また、陸閉の改良又は統廃合を行う。 | 関連計画と連携した海岸景観の創造 | 都市・港湾機能との調和、レクリエーションを楽しむことのできる海岸づくり、安全で快適なアクセス路の確保 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | 8 | 大阪港 | 大正区船町 | 国土交通省（港湾局） | ○ | 堤防 陸閉 | 3,084m 3基 | T.P.+4.80m ～5.80m | 堤防 陸閉 | 3,084m 3基 | T.P.+6.01m | 船町 | 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。また、陸閉の改良又は統廃合を行う。 | 周辺景観との調和 | 都市・港湾機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | 9 | 大阪港 | 住之江区平林 | 国土交通省（港湾局） | ○ | 堤防 水門 | 4,731m 5基 | T.P.+4.70m ～6.80m | 堤防 水門 | 4,731m 5基 | T.P.+5.94m | 平林北 ～平林南 | 住宅地 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。また、陸閉の改良又は統廃合を行う。 | 周辺景観との調和 | 都市・港湾機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | 10 | 大阪港 | 住之江区南港 | 国土交通省（港湾局） | | 離岸堤 | 1基(230m) | — | 離岸堤 堤防等 (未定) | 1基(230m) 未定 | — | 南港北 ～南港 | 住宅地 商業業務地 工業地 | 洪槽層の沈下などにより、将来的には防護ラインを設ける必要が想定され、新たな海岸保全施設の防護ラインの検討を行う。 | 周辺景観との調和、自然環境の創造や水質の改善 | 都市・港湾機能との調和、レクリエーションを楽しむことのできる海岸づくり、安全で快適なアクセス路の確保 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | | 堺北 | 環境創造・活性化エリア | 11 | 堺市 | 松屋三宅 | 国土交通省（水管理・国土保全局） | ○ | 堤防 | 1,339m | T.P.+4.00m ～4.20m | 堤防 | 1,339m | T.P.+5.60m | 松屋大和川 ～北庄町 | 住宅地 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 |
| 12 | 堺市堺港 | | | 新港 | 国土交通省（港湾局） | ○ | 堤防 胸壁 水門 | 1,961m 400m 1基 | T.P.+4.20m ～5.11m | 堤防 胸壁 水門 | 1,961m 400m 1基 | T.P.+5.64m | 山本町 ～南向陽町 | 住宅地 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| 13 | 堺市堺港 | | | 旧港 | 国土交通省（港湾局） | ○ | 堤防 護岸 水門 | 1,749m 507m 1基 | T.P.+3.70m ～4.70m | 堤防 護岸 水門 | 1,749m 507m 1基 | T.P.+5.81m | 戎島町 ～大仙西町 | 住宅地 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 関連計画と連携した海岸景観の創造 | 地域の行事や活動などに利用できる海岸づくり、都市・港湾機能や堺旧港の歴史資源との調和、安全で快適なアクセス路の確保 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| 堺・高石 | 環境創造・活性化エリア | 14 | 堺市 | 大浜 | 国土交通省（水管理・国土保全局） | ○ | 堤防 | 599m | T.P.+4.20m ～5.70m | 堤防 | 599m | T.P.+5.60m | 大浜北町 ～大浜南町 | 住宅地 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | | 15 | 堺(出島)漁港 | 出島 | 農林水産省（水産庁） | ○ | 堤防 防潮鉄扉 | 819m 1基 | T.P.+4.20m ～4.31m | 堤防 | 819m | T.P.+5.60m | 出島浜通 | 住宅地 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | | 16 | 堺市 | 出島石津 | 国土交通省（水管理・国土保全局） | ○ | 堤防 | 1,943m | T.P.+3.85m ～4.24m | 堤防 | 1,943m | T.P.+5.60m | 出島浜通 ～浜寺石津町東 | 住宅地 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |

変更記載内容（案）

添付表（案）

検討中の内容であり、今後、変更する可能性があります

添付表 地区海岸一覧表（新設又は改良に関する事項、維持又は修繕に関する事項）

（気候変動のシナリオとして2100年時点を想定年次とした代表天端高を設定。港外の海岸保全施設については、消波ブロック被覆を前提として必要天端高を算定。養浜等の複合断面を考慮せずに必要天端高を算出）

| ゾーン名 | エリア特性 | 区域番号 | 海岸保全施設の存する区域 | | 所管 | 新設・改良 「○」 | 海岸保全施設の種類の種類、規模・配置等（現況） | | | 海岸保全施設の種類の種類、規模・配置等（計画） | | | 受益の地域 | | 整備の概要 | 配慮事項 | | 維持又は修繕の方法 |
|------|-------------|------|--------------|-------|------------------|--------------|-------------------------|--------|------------|-------------------------|--------|------------|--------------------------------|---|----------|---------------|---|-----------|
| | | | 海岸名 | 区域 | | | 種類 | 延長等 | 現況堤防高 | 種類 | 延長等 | 代表堤防高 | 地域 | 状況 | | 環境面 | 利用面 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堺・高石 | 環境創造・活性化エリア | 17 | 石津漁港 | 石津 | 農林水産省（水産庁） | ○ | 堤防 | 374m | T.P.+5.32m | 堤防 | 374m | T.P.+4.90m | 浜寺諏訪森町 住宅地 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、必要に応じて気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市・港湾機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 | |
| | | | | | | | 堤防 | 2,723m | T.P.+3.70m | 堤防 | 2,723m | T.P.+5.29m | | | | | | |
| | | | | | | | 排水機場 | 1基 | ～5.24m | 排水機場 | 1基 | | | | | | | |
| | | | | | | | 堤防 | 353m | T.P.+3.10m | 堤防 | 353m | T.P.+5.24m | | | | | | |
| 堺・高石 | 環境創造・活性化エリア | 18 | 堺市 | 浜寺 | 国土交通省（水管理・国土保全局） | ○ | 堤防 | 2,723m | T.P.+3.70m | 堤防 | 2,723m | T.P.+5.29m | 浜寺公園町 住宅地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 | |
| | | | | | | | 排水機場 | 1基 | ～5.24m | 排水機場 | 1基 | | | | | | | |
| | | | | | | | 堤防 | 353m | T.P.+3.10m | 堤防 | 353m | T.P.+5.24m | | | | | | |
| | | | | | | | 防潮鉄扉 | 2基 | ～3.16m | 防潮鉄扉 | 2基 | | | | | | | |
| 堺・高石 | 環境創造・活性化エリア | 19 | 高石漁港 | 高石 | 農林水産省（水産庁） | ○ | 堤防 | 353m | T.P.+3.10m | 堤防 | 353m | T.P.+5.24m | 羽衣～高師浜 住宅地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能や漁港機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 | |
| | | | | | | | 防潮鉄扉 | 2基 | ～3.16m | 防潮鉄扉 | 2基 | | | | | | | |
| | | | | | | | 堤防 | 1,489m | T.P.+4.20m | 堤防 | 1,489m | T.P.+5.17m | | | | | | |
| | | | | | | | 排水機場 | 1基 | ～4.40m | 排水機場 | 1基 | | | | | | | |
| 堺・高石 | 環境創造・活性化エリア | 20 | 高石市 | 高石南 | 国土交通省（水管理・国土保全局） | ○ | 堤防 | 1,489m | T.P.+4.20m | 堤防 | 1,489m | T.P.+5.17m | 高石南 住宅地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 | |
| | | | | | | | 排水機場 | 1基 | ～4.40m | 排水機場 | 1基 | | | | | | | |
| | | | | | | | 堤防 | 856m | T.P.+3.35m | 堤防 | 856m | T.P.+4.90m | | | | | | |
| | | | | | | | 樋門 | 1基 | ～3.42m | 樋門 | 1基 | | | | | | | |
| 堺・高石 | 環境創造・活性化エリア | 21 | 泉北 | 助松 | 国土交通省（水管理・国土保全局） | ○ | 堤防 | 856m | T.P.+3.35m | 堤防 | 856m | T.P.+4.90m | 助松 住宅地 商業業務地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 | |
| | | | | | | | 樋門 | 1基 | ～3.42m | 樋門 | 1基 | | | | | | | |
| | | | | | | | 堤防 | 787m | T.P.+3.95m | 堤防 | 787m | T.P.+4.90m | | | | | | |
| | | | | | | | 排水機場 | 1基 | ～4.00m | 排水機場 | 1基 | | | | | | | |
| 堺・高石 | 環境創造・活性化エリア | 22 | 泉北 | 大津北 | 国土交通省（水管理・国土保全局） | ○ | 堤防 | 787m | T.P.+3.95m | 堤防 | 787m | T.P.+4.90m | 大津北 住宅地 商業業務地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 | |
| | | | | | | | 樋門 | 2基 | ～4.00m | 樋門 | 2基 | | | | | | | |
| | | | | | | | 排水機場 | 1基 | ～4.00m | 排水機場 | 1基 | | | | | | | |
| | | | | | | | 堤防 | 1,464m | T.P.+3.85m | 堤防 | 1,580m | T.P.+4.90m | | | | | | |
| 堺・高石 | 環境創造・活性化エリア | 23 | 堺泉北港 | 泉大津 | 国土交通省（港湾局） | ○ | 水門 | 1基 | ～4.20m | 水門 | 1基 | ～5.01m | 泉大津 住宅地 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 | |
| | | | | | | | 樋門 | 2基 | ～4.20m | 樋門 | 2基 | | | | | | | |
| | | | | | | | 排水機場 | 2基 | ～4.20m | 排水機場 | 2基 | | | | | | | |
| | | | | | | | 堤防 | 1,294m | T.P.+3.85m | 堤防 | 1,294m | T.P.+4.90m | | | | | | |
| 堺・高石 | 環境創造・活性化エリア | 24 | 堺泉北港 | 大津南 | 国土交通省（港湾局） | ○ | 堤防 | 1,294m | T.P.+3.85m | 堤防 | 1,294m | T.P.+4.90m | 大津南 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 | |
| | | | | | | | 排水機場 | 2基 | ～4.70m | 排水機場 | 2基 | | | | | | | |
| | | | | | | | 堤防 | 745m | T.P.+4.20m | 堤防 | 745m | T.P.+4.62m | | | | | | |
| | | | | | | | 門扉 | 4基 | ～4.77m | 門扉 | 4基 | ～4.77m | | | | | | |
| 堺・高石 | 環境創造・活性化エリア | 25 | 阪南港 | 忠岡 | 国土交通省（港湾局） | ○ | 堤防 | 745m | T.P.+4.20m | 堤防 | 745m | T.P.+4.62m | 忠岡北 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 | |
| | | | | | | | 排水機場 | 1基 | ～4.77m | 排水機場 | 1基 | | | | | | | |
| | | | | | | | 堤防 | 3,291m | T.P.+3.70m | 堤防 | 3,291m | T.P.+4.59m | | | | | | |
| | | | | | | | 護岸 | 2,018m | ～6.70m | 護岸 | 2,018m | ～8.38m | | | | | | |
| | | | | | | | 水門 | 2基 | ～6.70m | 水門 | 2基 | ～8.38m | | | | | | |
| | | | | | | | 樋門 | 1基 | ～6.70m | 樋門 | 1基 | ～8.38m | | | | | | |
| 堺・高石 | 環境創造・活性化エリア | 26 | 阪南港 | 忠岡岸和田 | 国土交通省（港湾局） | ○ | 門扉 | 4基 | ～4.77m | 門扉 | 4基 | ～4.77m | 新浜～新港町 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 | |
| | | | | | | | 排水機場 | 1基 | ～4.77m | 排水機場 | 1基 | | | | | | | |
| | | | | | | | 堤防 | 2,726m | T.P.+4.20m | 堤防 | 2,726m | T.P.+4.50m | | | | | | |
| | | | | | | | 水門 | 1基 | ～4.20m | 水門 | 1基 | ～4.50m | | | | | | |
| | | | | | | | 門扉 | 2基 | ～4.20m | 門扉 | 2基 | ～4.50m | | | | | | |
| | | | | | | | 排水機場 | 3基 | ～4.20m | 排水機場 | 3基 | ～4.50m | | | | | | |
| 堺・高石 | 環境創造・活性化エリア | 27 | 忠岡町岸和田市 | 忠岡岸和田 | 国土交通省（水管理・国土保全局） | ○ | 堤防 | 2,726m | T.P.+4.20m | 堤防 | 2,726m | T.P.+4.50m | 忠岡～春木泉町 住宅地 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 | |
| | | | | | | | 水門 | 1基 | ～4.20m | 水門 | 1基 | ～4.50m | | | | | | |
| | | | | | | | 門扉 | 2基 | ～4.20m | 門扉 | 2基 | ～4.50m | | | | | | |
| | | | | | | | 排水機場 | 3基 | ～4.20m | 排水機場 | 3基 | ～4.50m | | | | | | |
| | | | | | | | 堤防 | 835m | T.P.+3.40m | 堤防 | 835m | T.P.+4.54m | | | | | | |
| | | | | | | | 樋門 | 1基 | ～4.20m | 樋門 | 1基 | ～4.54m | | | | | | |
| 堺・高石 | 環境創造・活性化エリア | 28 | 岸和田漁港 | 岸和田 | 農林水産省（水産庁） | ○ | 門扉 | 11基 | ～4.20m | 門扉 | 11基 | ～4.54m | 臨海町 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能や漁港機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 | |
| | | | | | | | 排水機場 | 3基 | ～4.20m | 排水機場 | 3基 | ～4.54m | | | | | | |
| | | | | | | | 堤防 | 3,352m | T.P.+3.70m | 堤防 | 3,352m | T.P.+5.29m | | | | | | |
| | | | | | | | 護岸 | 1,998m | ～5.70m | 護岸 | 1,998m | ～5.62m | | | | | | |
| | | | | | | | 水門 | 1基 | ～5.70m | 水門 | 1基 | ～5.62m | | | | | | |
| | | | | | | | 樋門 | 1基 | ～5.70m | 樋門 | 1基 | ～5.62m | | | | | | |
| 堺・高石 | 環境創造・活性化エリア | 29 | 阪南港 | 岸和田 | 国土交通省（港湾局） | ○ | 門扉 | 4基 | ～5.70m | 門扉 | 4基 | ～5.62m | 岸和田 住宅地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 | |
| | | | | | | | 排水機場 | 3基 | ～5.70m | 排水機場 | 3基 | ～5.62m | | | | | | |
| | | | | | | | 堤防 | 88m | T.P.+4.20m | 堤防 | 88m | T.P.+4.50m | | | | | | |
| | | | | | | | 樋門 | 1基 | ～4.20m | 樋門 | 1基 | ～4.50m | | | | | | |
| | | | | | | | 排水機場 | 3基 | ～4.20m | 排水機場 | 3基 | ～4.50m | | | | | | |
| | | | | | | | 排水機場 | 3基 | ～4.20m | 排水機場 | 3基 | ～4.50m | | | | | | |
| 堺・高石 | 環境創造・活性化エリア | 30 | 岸和田市 | 南町 | 国土交通省（水管理・国土保全局） | ○ | 堤防 | 88m | T.P.+4.20m | 堤防 | 88m | T.P.+4.50m | 南町 住宅地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 | |
| | | | | | | | 排水機場 | 3基 | ～4.20m | 排水機場 | 3基 | ～4.50m | | | | | | |
| | | | | | | | 堤防 | 88m | T.P.+4.20m | 堤防 | 88m | T.P.+4.50m | | | | | | |
| | | | | | | | 樋門 | 1基 | ～4.20m | 樋門 | 1基 | ～4.50m | | | | | | |
| | | | | | | | 排水機場 | 3基 | ～4.20m | 排水機場 | 3基 | ～4.50m | | | | | | |
| | | | | | | | 排水機場 | 3基 | ～4.20m | 排水機場 | 3基 | ～4.50m | | | | | | |

変更記載内容（案）

添付表（案）

検討中の内容であり、今後、変更する可能性があります

添付表 地区海岸一覧表（新設又は改良に関する事項、維持又は修繕に関する事項）

（気候変動のシナリオとして2100年時点を選定年次とした代表天端高を設定。港外の海岸保全施設については、消波ブロック被覆を前提として必要天端高を算定。養浜等の複合断面を考慮せずに必要天端高を算出）

| ゾーン名 | エリア特性 | 区域番号 | 海岸保全施設の存する区域 | | 所管 | 新設・改良 「○」 | 海岸保全施設の種類・規模・配置等 (現況) | | | 海岸保全施設の種類・規模・配置等 (計画) | | | 受益の地域 | | 整備の概要 | 配慮事項 | | 維持又は修繕の方法 |
|----------------|-------------|------|--------------|-----|------------------|--------------|--|---|----------------------|--|---|----------------------|---------|---------------------|---|----------|---------------|---|
| | | | 海岸名 | 区域 | | | 種類 | 延長等 | 現況堤防高 | 種類 | 延長等 | 代表堤防高 | 地域 | 状況 | | 環境面 | 利用面 | |
| 忠岡・岸和田・貝塚 | 環境創造・活性化エリア | 31 | 貝塚市 | 津田 | 国土交通省(水管理・国土保全局) | ○ | 堤防 | 439m | T.P.+4.20m | 堤防 | 439m | T.P.+4.54m | 津田 | 住宅地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | | 32 | 阪南港 | 貝塚 | 国土交通省(港湾局) | ○ | 堤防 護岸 水門 樋門 門扉 排水機場 | 1,398m 1,096m 1基 6基 1基 2基 | T.P.+3.20m ～5.20m | 堤防 護岸 水門 樋門 門扉 排水機場 | 1,398m 1,096m 1基 6基 1基 2基 | T.P.+4.20m ～4.24m | 津田南町～脇浜 | 住宅地 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| 貝塚・泉佐野 | 環境創造・楽しみエリア | 33 | 貝塚市 | 脇の浜 | 国土交通省(水管理・国土保全局) | ○ | 堤防 護岸 突堤 離岸堤 導流堤 水門 樋門 門扉 | 2,506m 1,874m 6基(413m) 3基(450m) 1基(27m) 1基 4基 1基 | T.P.+3.70m ～5.20m | 堤防 護岸 突堤 離岸堤 導流堤 水門 樋門 門扉 | 2,506m 1,874m 6基(413m) 3基(450m) 1基(27m) 1基 4基 1基 | T.P.+4.41m ～5.33m | 脇浜～澤 | 住宅地 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | 34 | 二色港 | 貝塚 | 国土交通省(港湾局) | ○ | 堤防 突堤 樋門 門扉 | 1,287m 1基(39m) 1基 3基 | T.P.+3.70m ～4.70m | 堤防 突堤 樋門 門扉 | 1,287m 1基(39m) 1基 3基 | T.P.+4.36m ～5.19m | 二色港町 | 住宅地 商業業務地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | 35 | 泉佐野市 | 下瓦屋 | 国土交通省(水管理・国土保全局) | ○ | 堤防 | 2,161m | T.P.+3.70m ～6.22m | 堤防 | 2,161m | T.P.+4.17m ～4.56m | 鶴原～下瓦屋 | 住宅地 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | | 36 | 佐野漁港 | 泉佐野 | 農林水産省(水産庁) | | 堤防 樋門 門扉 | 802m 2基 1基 | T.P.+3.70m ～4.30m | 堤防 樋門 門扉 | 802m 2基 1基 | T.P.+4.25m | 湊～新町 | 住宅地 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、必要に応じて気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能や漁港機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | 37 | 泉佐野港 | 泉佐野 | 国土交通省(港湾局) | ○ | 堤防 | 1,232m | T.P.+3.70m ～5.70m | 堤防 | 1,232m | T.P.+6.66m | 春日町～野出町 | 住宅地 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能や漁港機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | | 38 | 泉佐野市 | 羽倉崎 | 国土交通省(水管理・国土保全局) | ○ | 護岸 人工海浜 | 1,838m 480m | T.P.+4.20m ～5.90m | 護岸 人工海浜 | 1,838m 480m | T.P.+6.66m | 笠松～羽倉崎 | 住宅地 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| 関西国際空港・りんくうタウン | 環境創造・楽しみエリア | 39 | 田尻町 | 嘉祥寺 | 国土交通省(水管理・国土保全局) | ○ | 堤防 人工海浜 | 565m 360m | T.P.+3.70m ～5.35m | 堤防 人工海浜 | 565m 360m | T.P.+5.27m ～6.34m | 嘉祥寺 | 住宅地 商業業務地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | | 40 | 田尻漁港 | 吉見 | 農林水産省(水産庁) | ○ | 堤防 護岸 水門 門扉 排水機場 人工海浜 | 292m 357m 1基 3基 1基 125m | T.P.+4.20m ～5.20m | 堤防 護岸 水門 門扉 排水機場 人工海浜 | 292m 357m 1基 3基 1基 125m | T.P.+6.33m | 吉見 | 住宅地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 漁港機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | 41 | 田尻町 | 吉見 | 国土交通省(水管理・国土保全局) | ○ | 護岸 人工海浜 | 350m 350m | T.P.+4.20m | 護岸 人工海浜 | 350m 350m | T.P.+6.34m | 吉見 | 住宅地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | | 42 | 泉南市 | 樫井 | 国土交通省(水管理・国土保全局) | ○ | 堤防 護岸 突堤 人工海浜 | 88m 95m 2基(165m) 110m | T.P.+3.30m ～5.20m | 堤防 護岸 突堤 人工海浜 | 88m 95m 2基(165m) 110m | T.P.+4.73m ～4.94m | 岡田 | 住宅地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |

変更記載内容（案）

添付表（案）

検討中の内容であり、今後、変更する可能性があります

添付表 地区海岸一覧表（新設又は改良に関する事項、維持又は修繕に関する事項）

（気候変動のシナリオとして2100年時点を選定年次とした代表天端高を設定。港外の海岸保全施設については、消波ブロック被覆を前提として必要天端高を算定。養浜等の複合断面を考慮せずに必要天端高を算出）

| ゾーン名 | エリア特性 | 区域番号 | 海岸保全施設の存する区域 | | 所管 | 新設・改良「○」 | 海岸保全施設の種類の種類、規模・配置等（現況） | | | 海岸保全施設の種類の種類、規模・配置等（計画） | | | 受益の地域 | | 整備の概要 | 配慮事項 | | 維持又は修繕の方法 | | | | | | | | | | | |
|----------------|-------------|------|------------------|------|------------------|-----------|-------------------------|----------|------------|-------------------------|----------|------------|---|-----------------------------|---|---|----------------------------------|---|----------|------------|-------|----------|------------|-----|--------------|---|----------|----------|---|
| | | | 海岸名 | 区域 | | | 種類 | 延長等 | 現況堤防高 | 種類 | 延長等 | 代表堤防高 | 地域 | 状況 | | 環境面 | 利用面 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 種類 | 延長等 | 代表堤防高 | 地域 | 状況 | | | | | | |
| 関西国際空港・りんくうタウン | 環境創造・楽しみエリア | 43 | 岡田漁港 | 岡田 | 農林水産省（水産庁） | ○ | 堤防 | 253m | T.P.+1.75m | 堤防 | 253m | T.P.+4.17m | 岡田 | 住宅地 工業地 農用地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 漁港機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 護岸 | 855m | ～5.20m | 護岸 | 855m | ～6.72m | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 44 | 泉南市 | 梅井 | 国土交通省（水管理・国土保全局） | ○ | 堤防 | 2,464m | T.P.+3.70m | 堤防 | 2,464m | T.P.+4.19m | 岡田～男里 | 住宅地 工業地 農用地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 | | | | | | | | | | | |
| 男里川～箱作 | 環境保全・親しみエリア | 45 | 阪南市 | 福島 | 国土交通省（水管理・国土保全局） | ○ | 堤防 | 760m | T.P.+4.70m | 堤防 | 760m | T.P.+4.82m | 尾崎町 | 住宅地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 突堤 | 7基(302m) | | 突堤 | 7基(302m) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 46 | 尾崎港 | 尾崎 | 国土交通省（港湾局） | ○ | 堤防 | | | | | | | 1,024m | T.P.+3.70m | 堤防 | 1,024m | T.P.+3.68m | 尾崎町 | 住宅地 商業業務地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | | | | | | | | | | | 突堤 | | | | | | | 5基(266m) | ～4.70m | 突堤 | 5基(266m) | ～5.61m | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 離岸堤 | | | | | | | 1基(150m) | | 離岸堤 | 1基(150m) | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 樋門 | | | | | | | 2基 | | 樋門 | 2基 | | | | | | | |
| 47 | 阪南市 | 尾崎 | 国土交通省（水管理・国土保全局） | ○ | 堤防 | 705m | T.P.+3.70m | 堤防 | 705m | T.P.+5.95m | 尾崎町 | 住宅地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 都市機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 突堤 | 6基(375m) | ～4.70m | 突堤 | 6基(375m) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 48 | 西島取漁港 | 波有手 | 農林水産省（水産庁） | ○ | 堤防 | 1,168m | T.P.+4.70m | 堤防 | 1,318m | T.P.+3.84m | 鳥取+U173 | 住宅地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 貴重な自然環境の保全、自然景観の保全や周辺景観との調和 | 漁港機能との調和、安全で快適なアクセス路の確保 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 突堤 | 8基(475m) | ～5.10m | 突堤 | 8基(475m) | ～5.53m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 49 | 阪南市 | 貝掛 | 国土交通省（水管理・国土保全局） | ○ | 堤防 | 1,565m | T.P.+3.70m | 堤防 | 1,565m | T.P.+5.79m | 貝掛 | 住宅地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 養場など貴重な自然環境の保全、自然景観の保全・創造 | 海の体験などに利用できる海岸づくり、安全で快適なアクセス路の確保 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 突堤 | 14基(675m) | ～4.70m | 突堤 | 14基(675m) | ～6.09m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50 | 下荘漁港 | 箱作 | 農林水産省（水産庁） | ○ | 堤防 | 1,005m | T.P.+3.70m | 堤防 | 1,005m | T.P.+3.64m | 箱作 | 住宅地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 貴重な自然環境の保全、自然景観の保全や周辺景観との調和 | 漁港機能との調和、海の体験や自然観察、環境学習などができる海岸づくり、安全で快適なアクセス路の確保 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 護岸 | 23m | ～4.70m | 護岸 | 23m | ～5.79m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 淡輪・箱作 | 環境創造・楽しみエリア | 51 | 阪南市 柳町 | 箱作淡輪 | 国土交通省（水管理・国土保全局） | ○ | 堤防 | 2,291m | T.P.+3.70m | 堤防 | 2,291m | T.P.+5.42m | 箱作 | 住宅地 農用地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 海の体験などに利用できる海岸づくり、安全で快適なアクセス路の確保 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 突堤 | 3基(570m) | | 突堤 | 3基(570m) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 離岸堤 | 6基(739m) | | 離岸堤 | 6基(739m) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 52 | 淡輪港 | 淡輪 | 国土交通省（港湾局） | ○ | 堤防 | 206m | T.P.+3.70m | 堤防 | 206m | T.P.+5.34m | 淡輪 | 住宅地 農用地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 港湾機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 護岸 | 479m | ～4.70m | 護岸 | 479m | ～5.67m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 53 | 淡輪漁港 | 淡輪 | 農林水産省（水産庁） | ○ | 堤防 | 548m | T.P.+3.70m | 堤防 | 548m | T.P.+3.69m | 淡輪 | 住宅地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 漁港機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 護岸 | 66m | ～4.70m | 護岸 | 66m | ～4.65m | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 樋門 | 2基 | | 樋門 | 2基 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 門扉 | 33基 | | 門扉 | 33基 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

変更記載内容（案）

添付表（案）

検討中の内容であり、今後、変更する可能性があります

添付表 地区海岸一覧表（新設又は改良に関する事項、維持又は修繕に関する事項）

（気候変動のシナリオとして2100年時点を想定年次とした代表天端高を設定。港外の海岸保全施設については、消波ブロック被覆を前提として必要天端高を算定。養浜等の複合断面を考慮せずに必要天端高を算出）

| ゾーン名 | エリア特性 | 区域番号 | 海岸保全施設の存する区域 | | 所管 | 新設・改良「○」 | 海岸保全施設の種類の種類・規模・配置等（現況） | | | 海岸保全施設の種類の種類・規模・配置等（計画） | | | 受益の地域 | | 整備の概要 | 配慮事項 | | 維持又は修繕の方法 |
|------|-------------|------|------------------|-----|------------------|----------|--|--|--|--|--|------------------------------------|---|------------|--|-------------------------------------|--|---|
| | | | 海岸名 | 区域 | | | 種類 | 延長等 | 現況堤防高 | 種類 | 延長等 | 代表堤防高 | 地域 | 状況 | | 環境面 | 利用面 | |
| 岬 | 環境保全・親しみエリア | 54 | 岬町 | 長松 | 国土交通省（水管理・国土保全局） | | 堤防 突堤 樋門 門扉 | 694m 9基(384m) 1基 1基 | T.P.+4.70m | 堤防 突堤 潜堤 樋門 門扉 人工海浜 | 694m 9基(384m) — 1基 1基 — | T.P.+4.52m | 淡輪 | 住宅地 農用地 | 長期的な侵食対策のため、潜堤、養浜を行う。また、整備にあたっては生物の生息の場の確保、海岸景観の向上、海辺へのアクセス性と親水性向上にも配慮するものとする。 | 養場など貴重な自然環境の保全、自然景観の保全・創造 | 海の体験や自然観察、環境学習などができる海岸づくり、安全で快適なアクセス路の確保 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | 55 | 深日漁港 | 深日 | 農林水産省（水産庁） | | 堤防 樋門 門扉 | 339m 2基 18基 | T.P.+3.70m ～4.70m | 堤防 樋門 門扉 | 339m 2基 18基 | T.P.+3.59m | 深日 | 住宅地 | ソフト対策等を組み合わせ、必要に応じて気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 漁港機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | 56 | 深日港 | 深日 | 国土交通省（港湾局） | ○ | 堤防 樋門 門扉 | 1,259m 4基 11基 | T.P.+3.55m ～4.70m | 堤防 樋門 門扉 | 1,259m 4基 11基 | T.P.+3.81m ～6.40m | 深日 | 住宅地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 港湾機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | 57 | 深日港 | 名浦 | 国土交通省（港湾局） | ○ | 堤防 樋門 | 987m 1基 | T.P.+3.70m ～4.70m | 堤防 樋門 | 987m 1基 | T.P.+4.14m ～4.96m | 多奈川谷川 | 住宅地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 港湾機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | 58 | 深日港 | 谷川東 | 国土交通省（港湾局） | | 堤防 護岸 突堤 樋門 水門 門扉 排水機場 | 882m 45m 1基(52m) 3基 1基 4基 1基 | T.P.+3.70m ～3.72m | 堤防 護岸 突堤 樋門 水門 門扉 排水機場 | 882m 45m 1基(52m) 3基 1基 4基 1基 | T.P.+3.70m | 多奈川谷川 | 住宅地 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、必要に応じて気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 港湾機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | 59 | 深日港 | 谷川 | 国土交通省（港湾局） | ○ | 堤防 突堤 樋門 門扉 排水機場 | 616m 1基(33m) 3基 3基 1基 | T.P.+4.70m | 堤防 突堤 樋門 門扉 排水機場 | 616m 1基(33m) 3基 3基 1基 | T.P.+4.13m ～4.65m | 多奈川谷川 | 住宅地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 港湾機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | 60 | 岬町 | 加曾渡 | 農林水産省（農村振興局） | ○ | 堤防 樋門 | 92m 2基 | T.P.+3.70m | 堤防 樋門 | 92m 2基 | T.P.+6.10m | 多奈川谷川 | 原野 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 自然環境の保全、自然景観の保全 | 安全で快適なアクセス路の確保 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | 61 | 岬町 | 地の海 | 農林水産省（農村振興局） | ○ | 堤防 樋門 | 89m 2基 | T.P.+4.70m | 堤防 樋門 | 89m 2基 | T.P.+6.13m | 多奈川谷川 | 工業地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 安全で快適なアクセス路の確保 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | 62 | 岬町 | 小島東 | 国土交通省（水管理・国土保全局） | ○ | 堤防 潜堤 | 625m 1基(293m) | T.P.+3.40m ～4.70m | 堤防 潜堤 | 625m 1基(293m) | T.P.+5.55m ～5.78m | 多奈川小島 | 原野 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 自然環境の保全、自然景観の保全 | 安全で快適なアクセス路の確保 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | | 63 | 小島漁港 | 小島 | 農林水産省（水産庁） | ○ | 堤防 突堤 門扉 | 310m 2基(41m) 5基 | T.P.+3.20m | 堤防 突堤 門扉 | 310m 2基(41m) 5基 | T.P.+3.71m | 多奈川小島 | 住宅地 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 漁港機能との調和 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、定期的に点検・整備を行う。 |
| 64 | 岬町 | 小島南 | 国土交通省（水管理・国土保全局） | ○ | 堤防 | 158m | T.P.+4.70m | 堤防 | 158m | T.P.+4.91m | 多奈川小島 | 原野 | ソフト対策等を組み合わせ、気候変動に対応した堤防の改良等や、耐津波性能の強化等を図り、防護機能を確保する。 | 周辺景観との調和 | 安全で快適なアクセス路の確保 | 日常巡視及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 | | |

添付図（１）

第２編において定めた新設又は改良の整備対象区域について、海岸保全施設を配置する区域、種類及び受益地域を添付図として示す。

添付図として統合

添付図

第２編において定めた新設又は改良の整備対象区域、維持又は修繕対象区域について、海岸保全施設を配置する区域、種類及び受益地域を添付図として示す。

第2編において定めた新設又は改良の整備対象区域について、海岸保全施設を配置する区域、種類及び受益地域を添付図として示す。

なお、図中の数字は、新設又は改良の整備箇所整理表の区域番号に該当し、図中の凡例については付表-1に示すとおりである。

付表-1 添付図 凡例

| ＜凡例＞ | |
|---|-------------------------------|
|  | 海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域 |
|  | 既設の海岸保全施設の存する区域 |
|  | 既設の海岸保全施設の改良に関する工事を施行しようとする区域 |
|  | 堤防（緩傾斜堤防を含む） |
|  | 護岸（緩傾斜護岸を含む） |
|  | 胸壁 |
|  | 突堤（ヘッドランドを含む） |
|  | 離岸堤 |
|  | 消波堤（消波工を含む） |
|  | 潜堤（人工リーフを含む） |
|  | 高潮・津波防波堤 |
|  | 人工海浜（養浜を含む） |
|  | 水門（樋門、陸閘、排水機場を含む） |
|  | 受益地域（想定浸水・想定侵食区域） |

添付図として統合

第2編において定めた新設又は改良の整備対象区域、維持又は修繕対象区域について、海岸保全施設を配置する区域、種類及び受益地域を添付図として示す。

なお、図中の数字は、地区海岸の区域番号に該当し、図中の凡例については付表-1に示すとおりである。

受益地域は、本計画の海岸保全施設が無い場合に浸水が想定される地域として、以下の地域を示す。

- ① 浸水地域が海岸線から1km以内：地盤高が計画高潮位+1/2計画波高
- ② 浸水地域が海岸線から1km以遠：地盤高が計画高潮位

付表-1 添付図 凡例

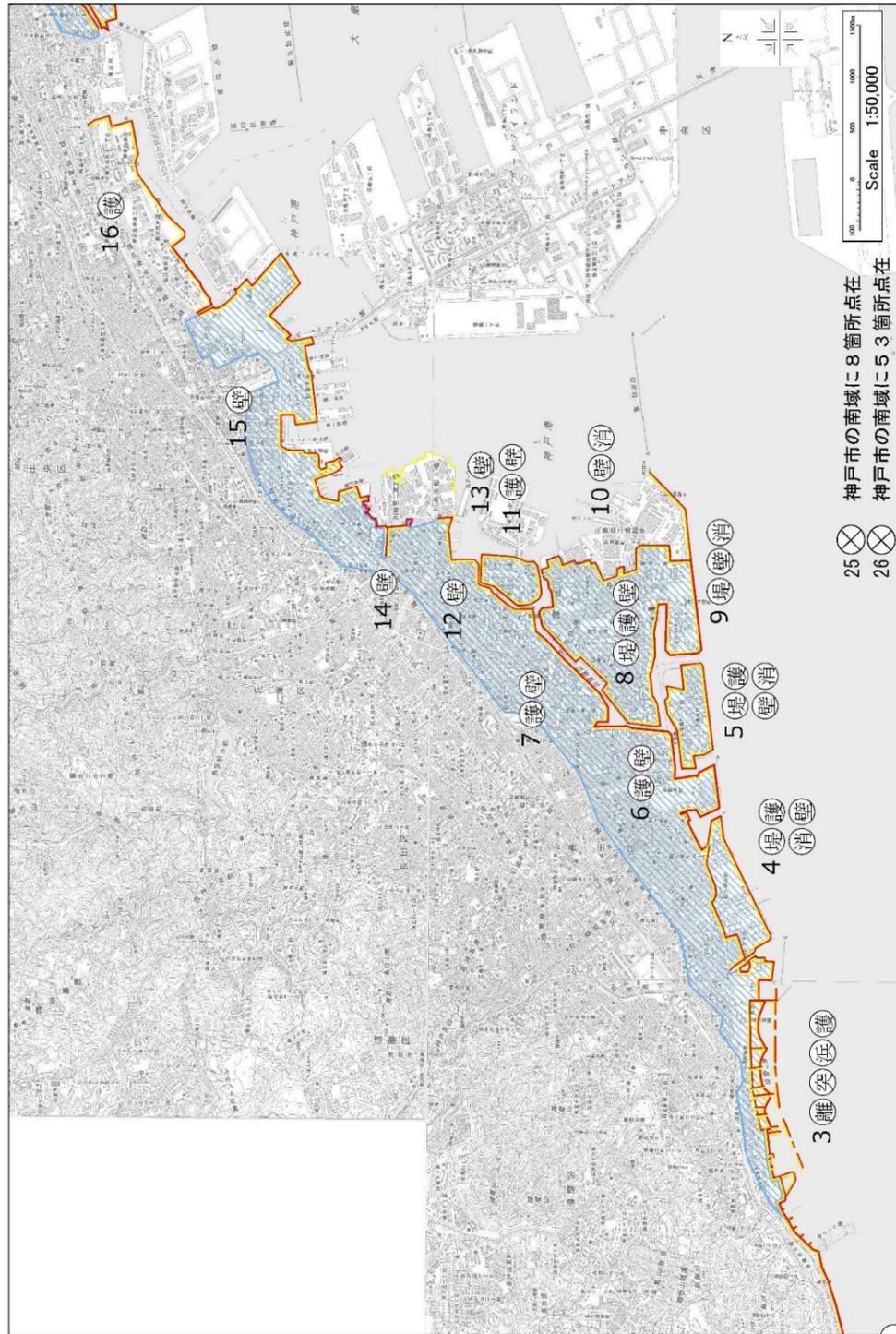
| ＜凡例＞ | |
|---|-------------------------------|
|  | 海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域 |
|  | 既設の海岸保全施設の存する区域 |
|  | 既設の海岸保全施設の改良に関する工事を施行しようとする区域 |
|  | 堤防（緩傾斜堤防を含む） |
|  | 護岸（緩傾斜堤防を含む） |
|  | 胸壁 |
|  | 突堤（ヘッドランドを含む） |
|  | 離岸堤 |
|  | 消波亭（消波工を含む） |
|  | 潜堤（人工リーフを含む） |
|  | 高潮・津波防波堤 |
|  | 人工海浜（養浜を含む） |
|  | 水門（樋門、陸閘、排水機場を含む） |
|  | 受益地域 |



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000（地図画像）及び数値地図2500（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情根、第1119号）
・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域（1）

・兵庫県にて修正



・この地図は、国土院の承認を得て、同院発行の基盤地図20000（国土地院）及び数値地図25000（国土地院）を複製したものである。（承認番号 平27 情規、第1119号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土院の長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域（2）

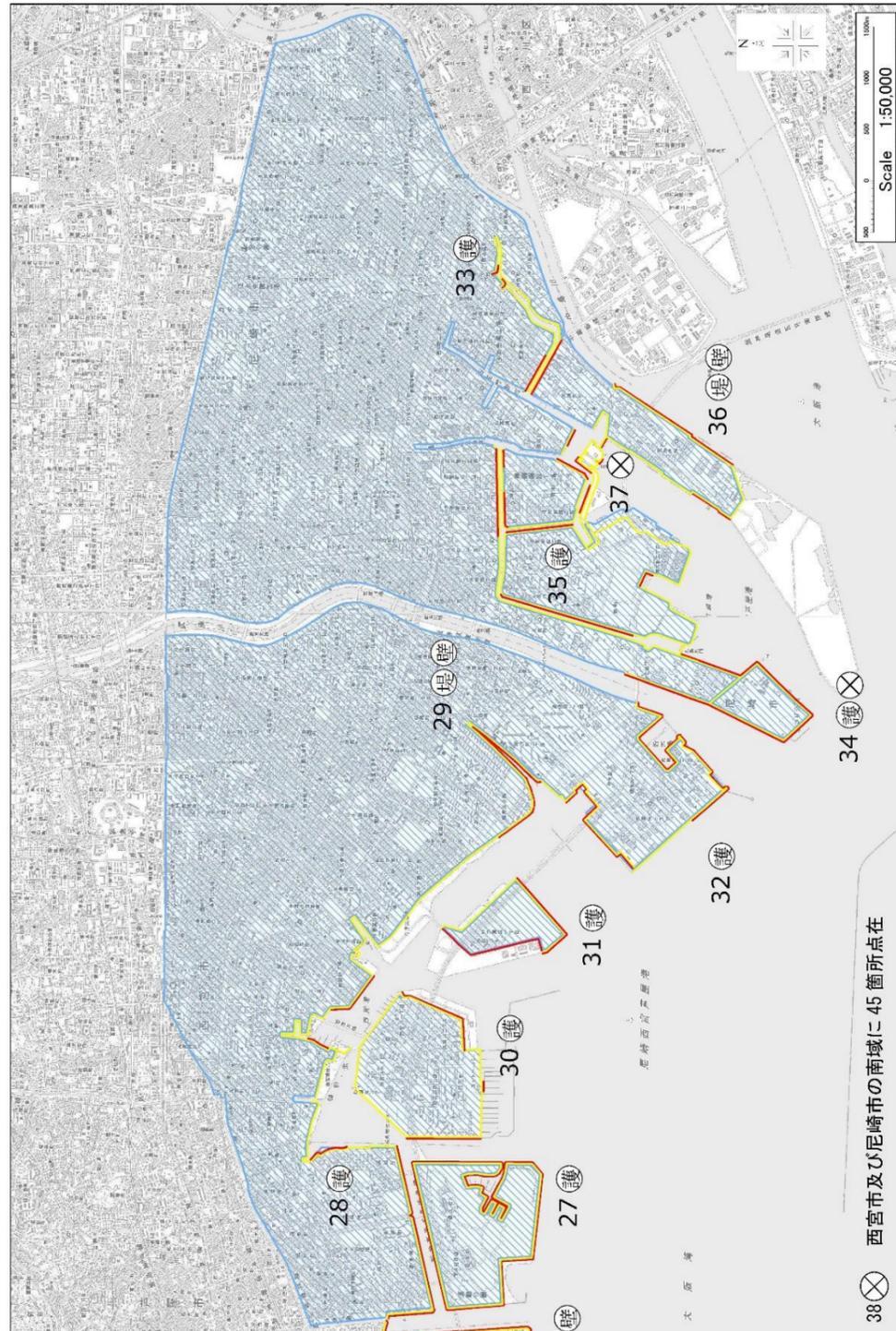
・兵庫県にて修正



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基幹地図200000（地図画像）及び数値地図250000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情保、第1119号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域（3）

・兵庫県にて修正



・この地図は、国土院の承認を得て、同院発行の教訓地図20000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情保第1119号)
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土院の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域(4)

・兵庫県にて修正

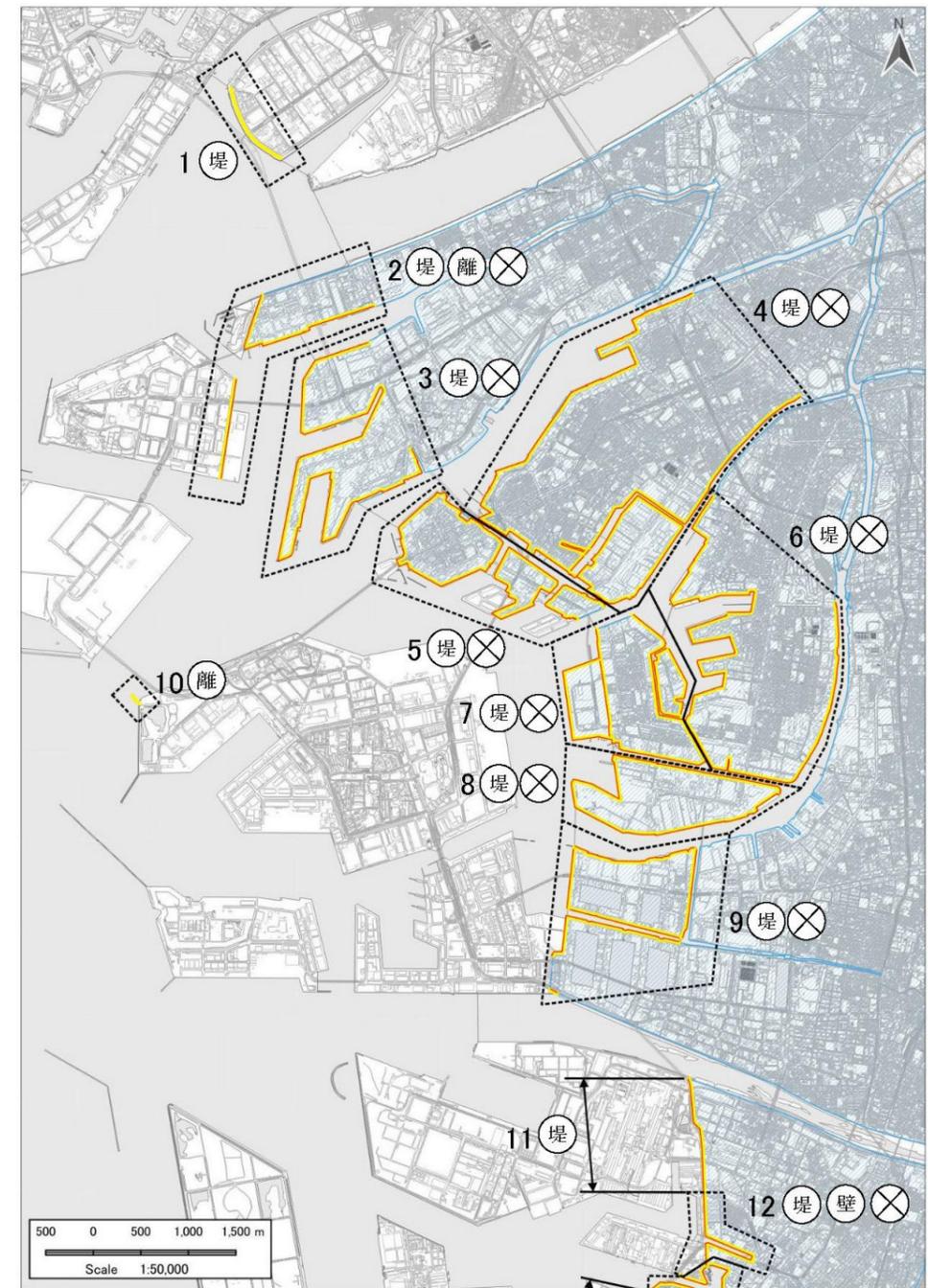


・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情保、第1119号)
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域(5)

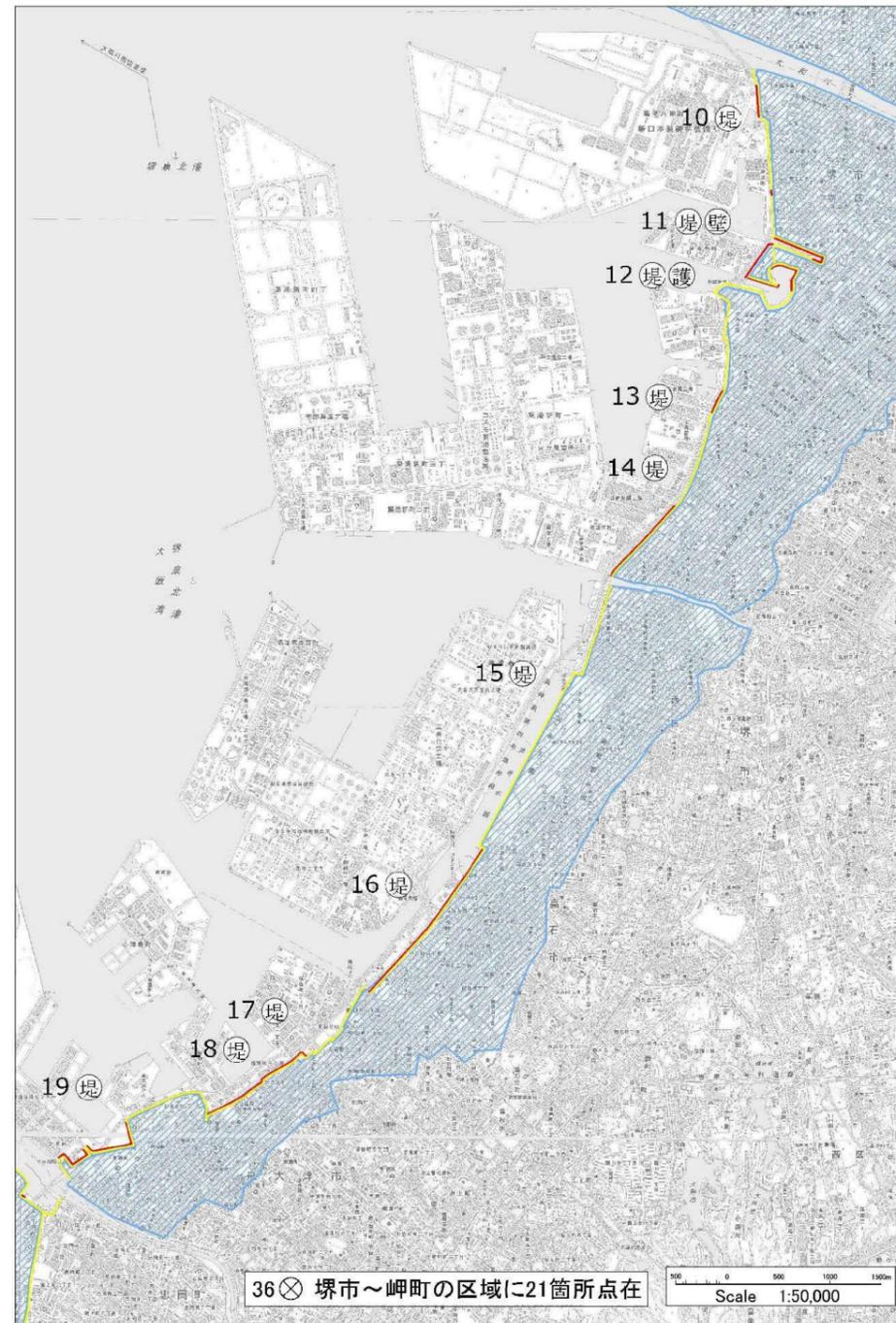
添付図として統合

検討中の内容であり、今後、変更する可能性があります



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情保、第1119号)
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院長の承認を得なければならない。

添付図 海岸保全施設の存する区域、種類および受益地域(1)

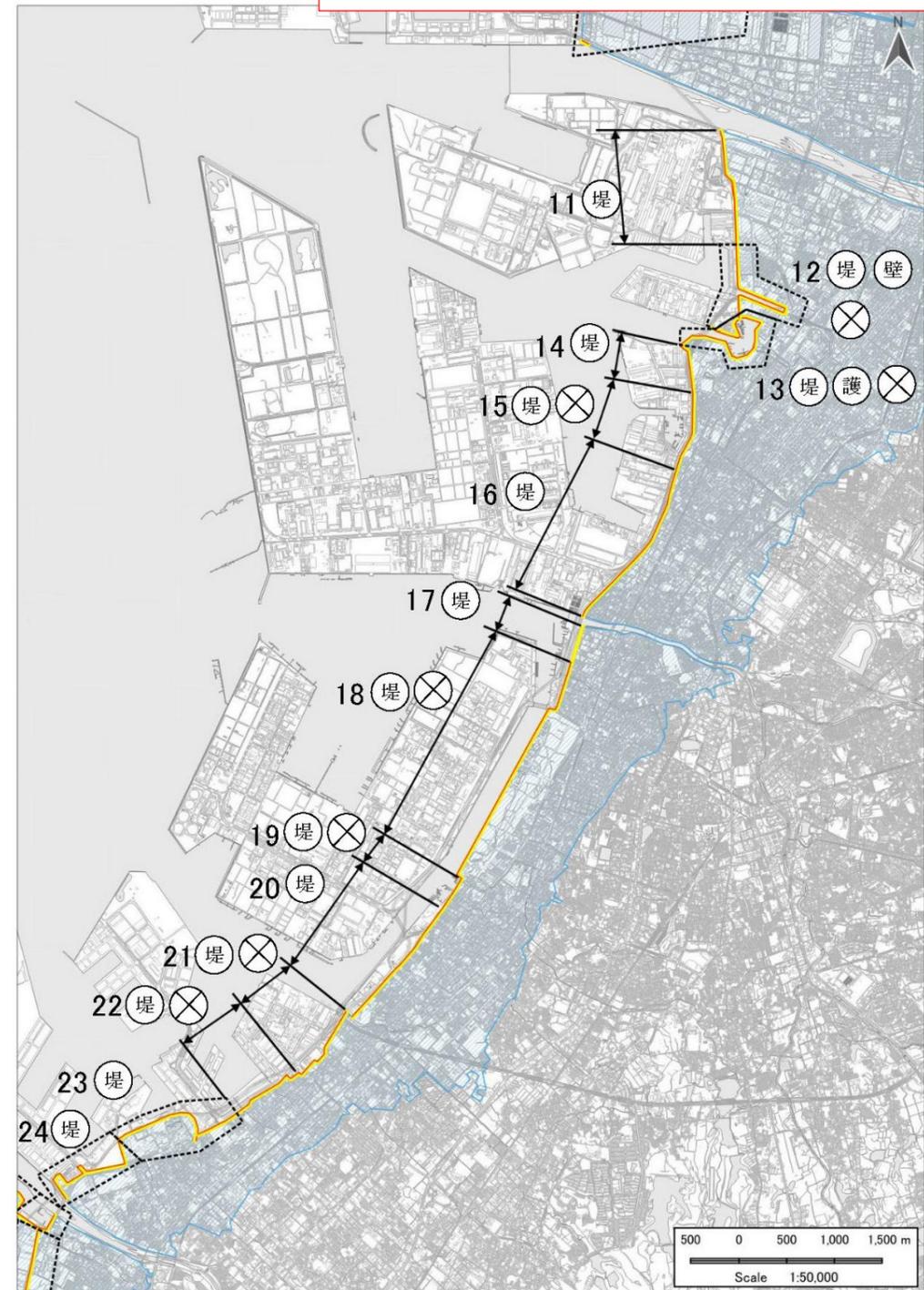


・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情保、第1119号)
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域(6)

添付図として統合

検討中の内容であり、今後、変更する可能性があります



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情保、第1119号)
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院長の承認を得なければならない。

添付図 海岸保全施設の存する区域、種類および受益地域(2)

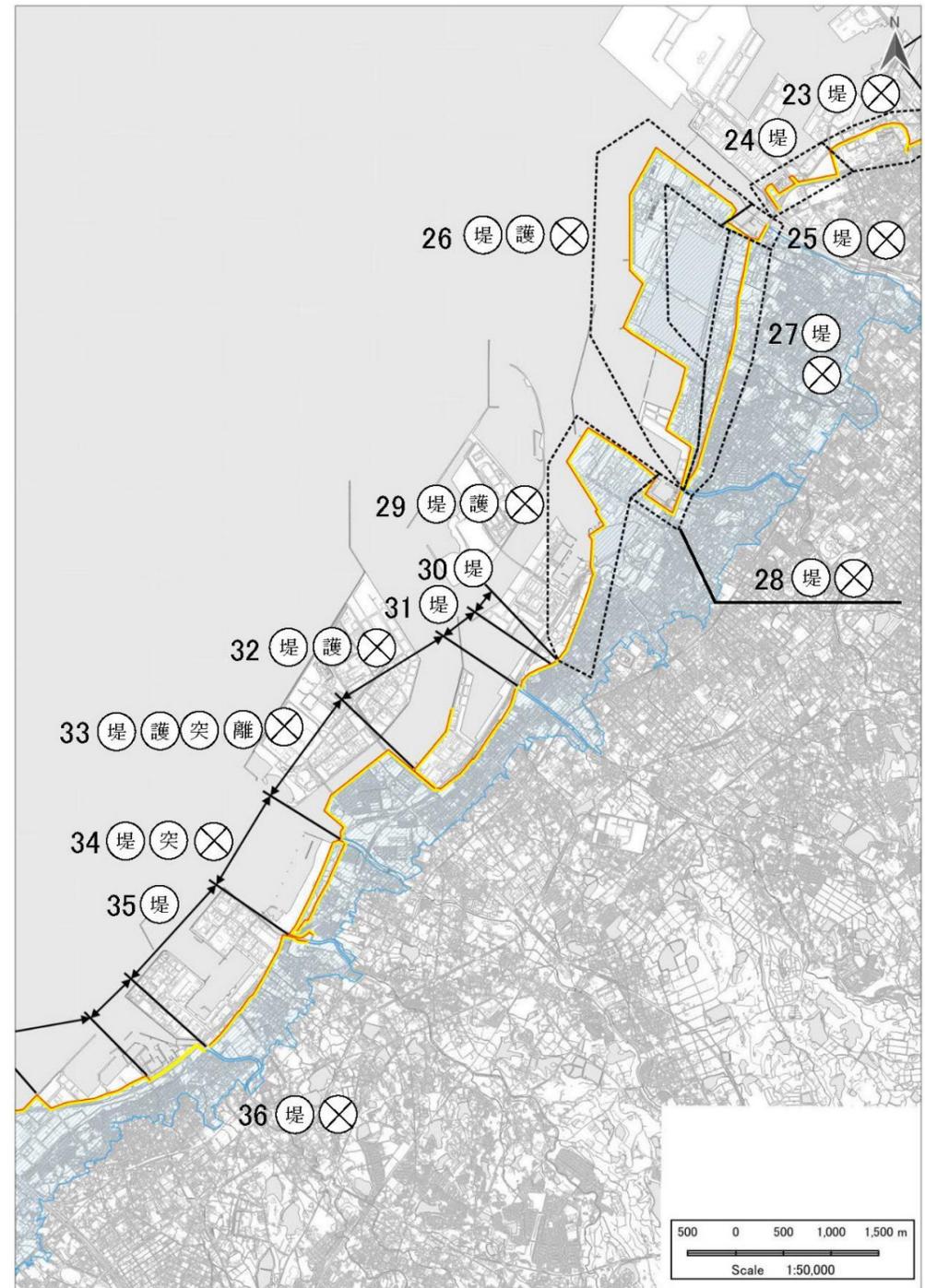


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情保、第1119号)
 この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域 (7)

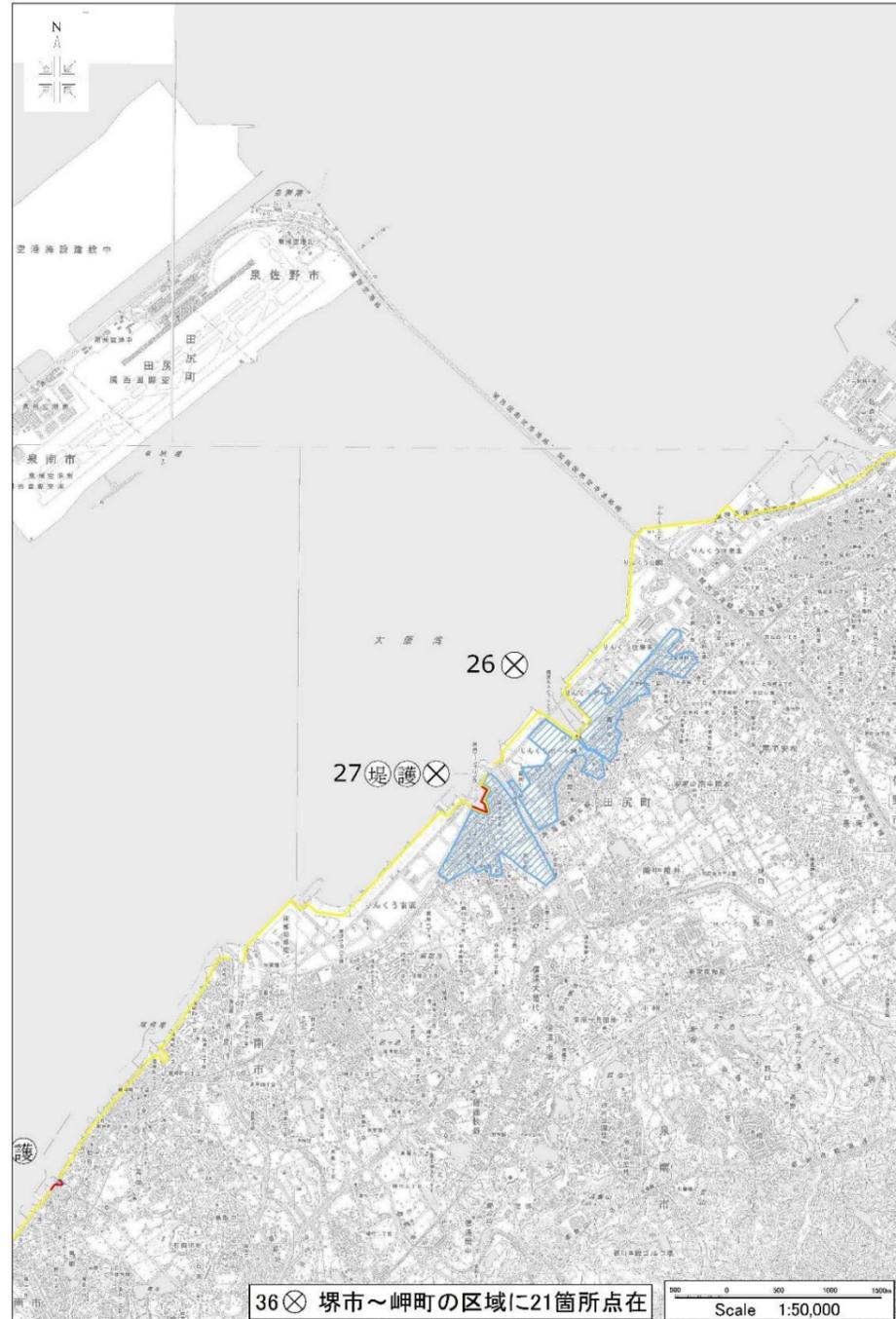
添付図として統合

検討中の内容であり、今後、変更する可能性があります



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び 数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情保、第1119号)
 この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 海岸保全施設の存する区域、種類および受益地域 (3)

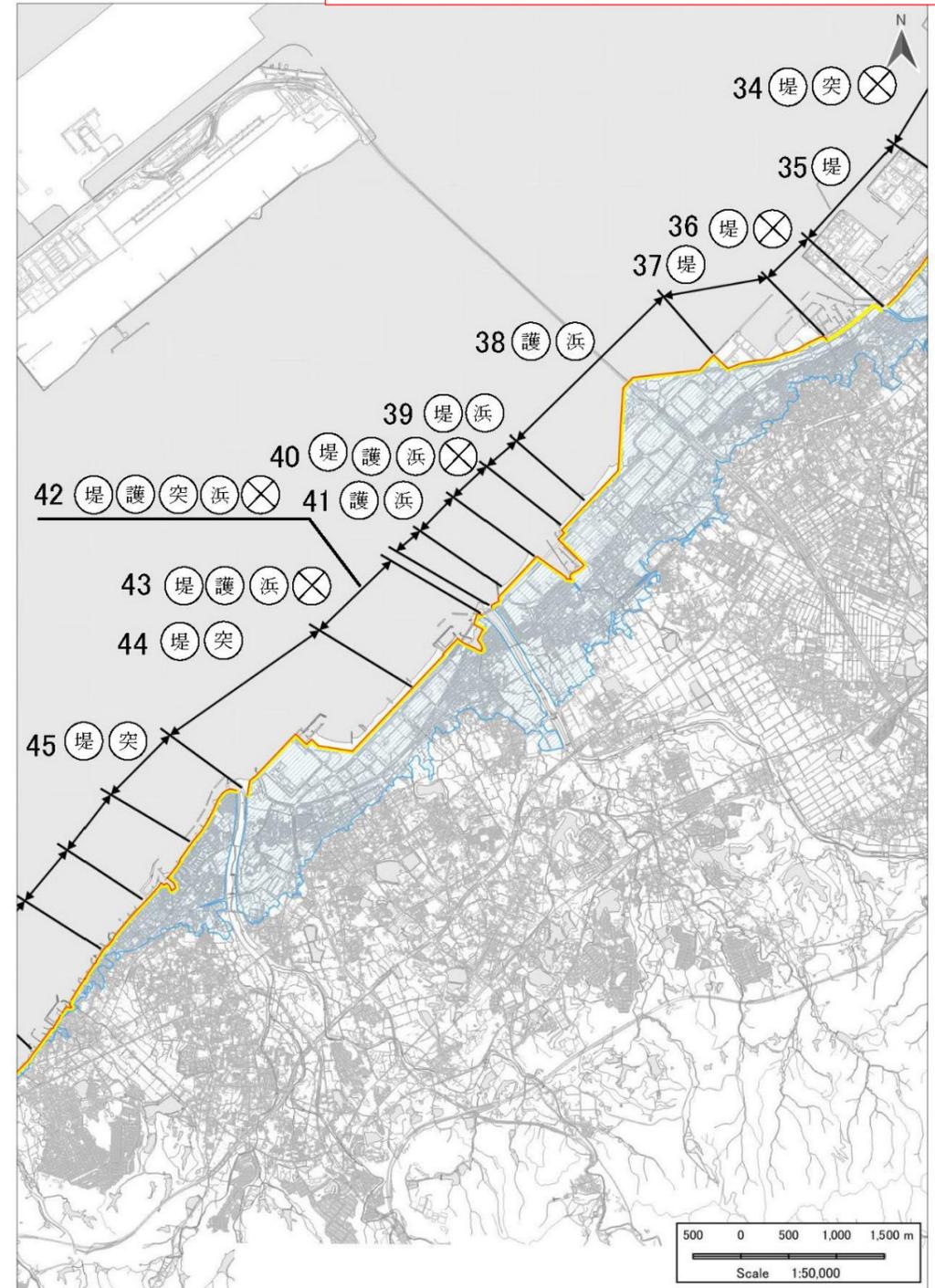


・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第1119号)
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域(8)

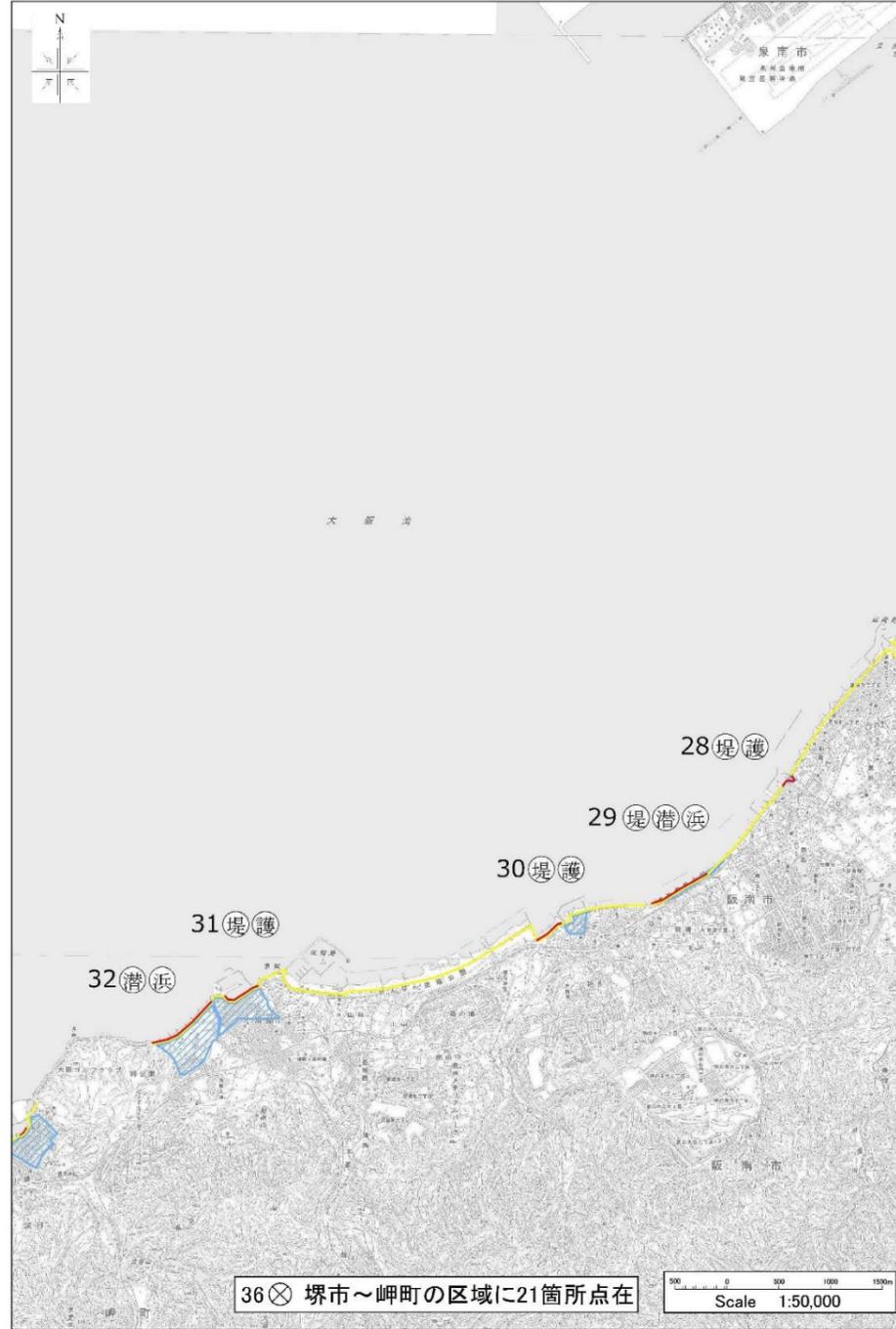
添付図として統合

検討中の内容であり、今後、変更する可能性があります



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第1119号)
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 海岸保全施設の存する区域、種類および受益地域(4)

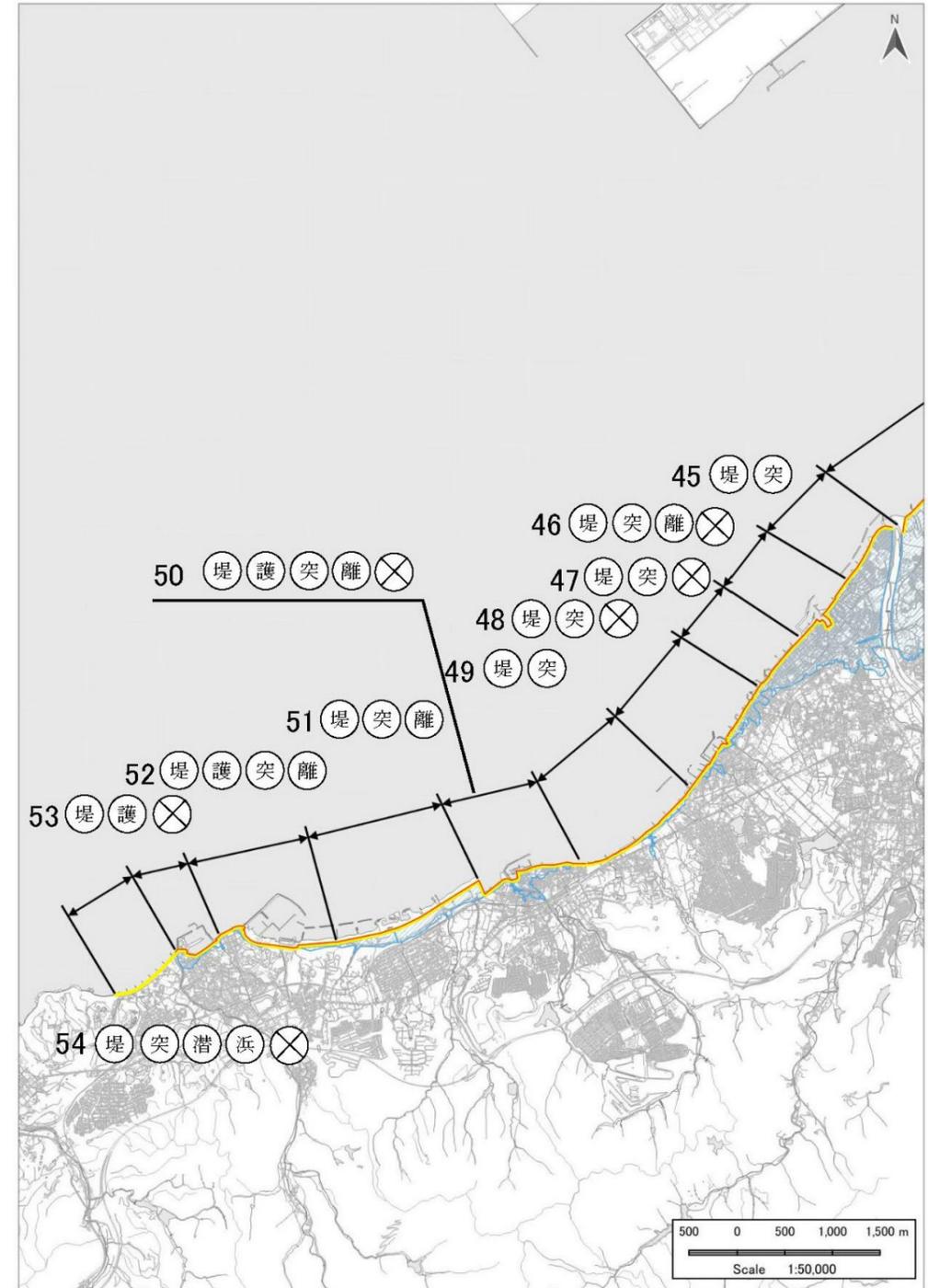


・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情保、第1119号)
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域(9)

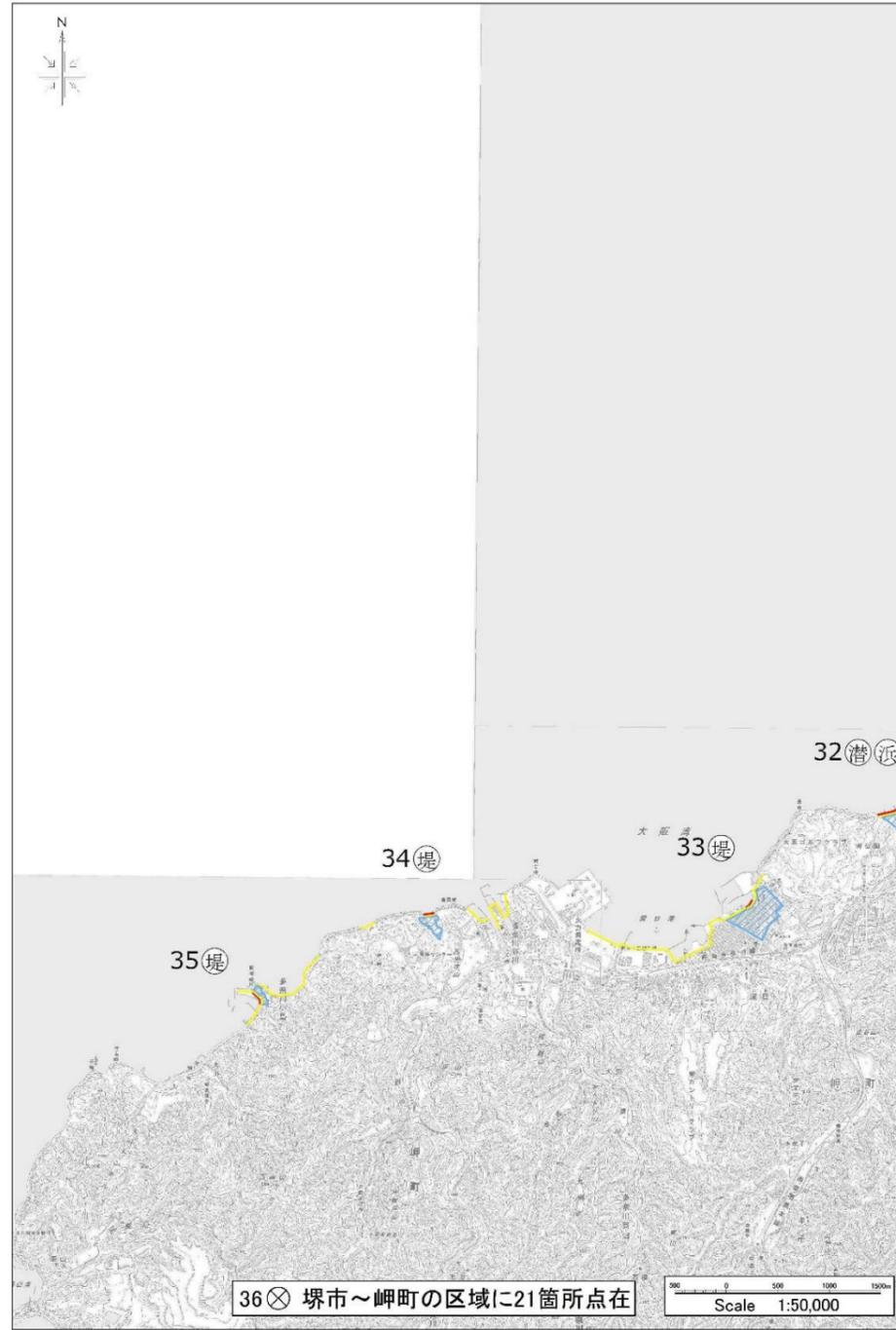
添付図として統合

検討中の内容であり、今後、変更する可能性があります



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情保、第1119号)
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 海岸保全施設の存する区域、種類および受益地域(5)

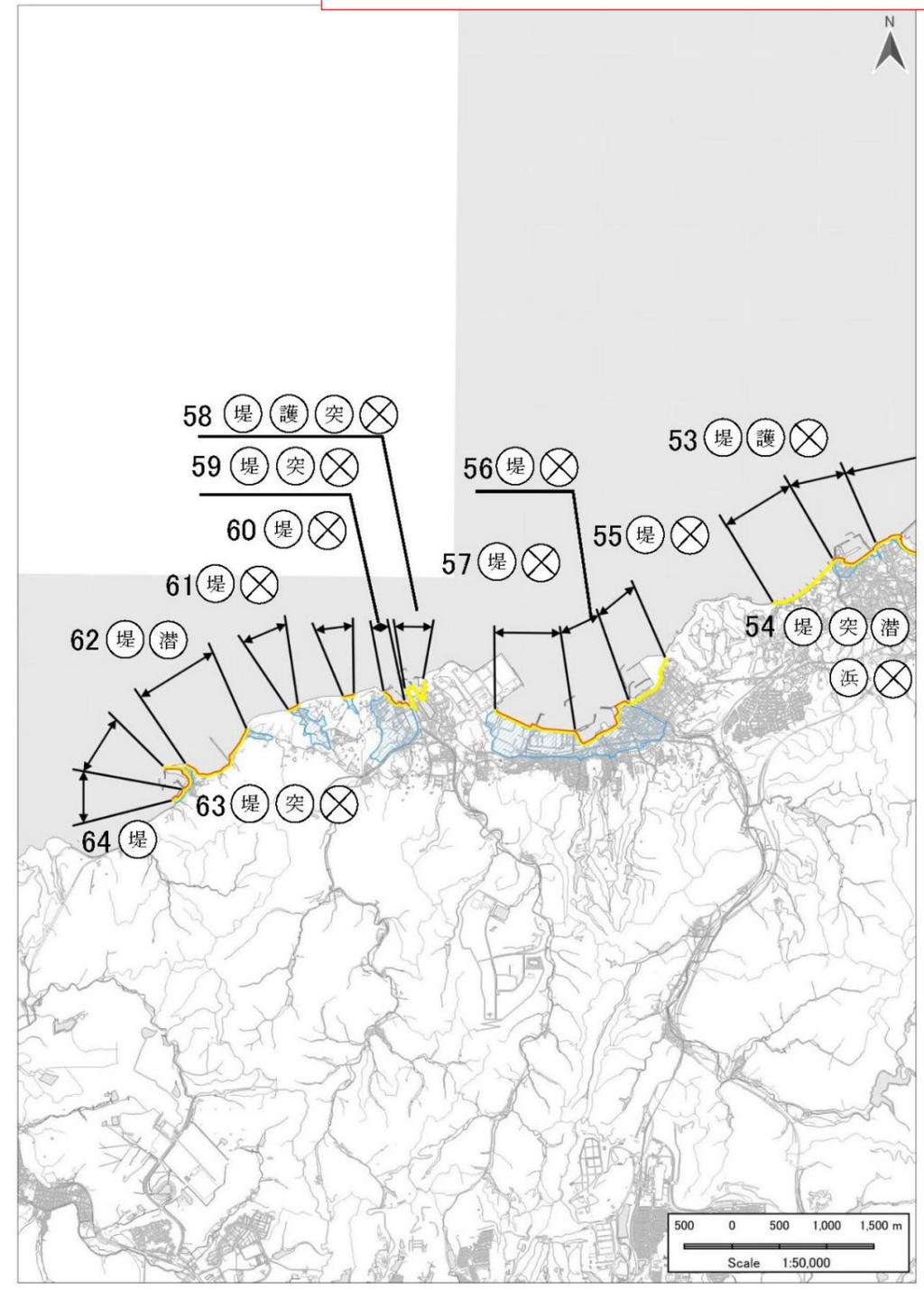


・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情模、第1119号)
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域 (10)

添付図として統合

検討中の内容であり、今後、変更する可能性があります



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情模、第1119号)
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 海岸保全施設の存する区域、種類および受益地域 (6)